

# 年金記録の訂正に関する事業状況

(令和4年度事業状況及び令和5年度上期概況)

令和5年12月  
厚生労働省年金局

# 年金記録の訂正に関する事業状況 目次

I 訂正請求の受付・処理状況		3 処分別の状況	
1 受付状況		(1) 請求期間の分類(事案類型)別	16
(1) 訂正請求の受付状況の概況	1	(2) 請求期間(時期)別	18
(2) 制度別の受付件数	2	(3) 請求期間の月数別	19
2 処理状況		(4) 厚生年金の訂正決定事案に係る適用法別の状況	20
(1) 制度別・処理事案別の処理件数	3	4 日本年金機構段階の訂正状況	21
(2) 訂正手続における記録訂正の推移	6		
3 処理中事案の状況	7	III その他の事業状況	
4 処理期間の状況		1 地方年金記録訂正審議会	23
(1) 厚生局処理事案に係る処理期間	8	2 審査請求	25
(2) 機構処理事案に係る処理期間	8	3 訴訟	28
II 請求内容・処分の状況		IV 事務実施体制	
1 請求者等の状況		1 事務執行体制	29
(1) 請求者区分別・被保険者の性別別	9	2 諮問機関	30
(2) 被保険者年齢階層別	10	参考資料1 年金記録の訂正手続について	31
(3) 被保険者の区分別	11	参考資料2 訂正請求の受付・処理状況(年月別)	32
(4) 請求者住所地別	12	参考資料3 厚生局処理事案に係る処分状況(年月別)	34
2 事案類型・請求期間の状況		参考資料4 関連資料・周辺事情の状況	36
(1) 請求期間の分類(事案類型)別	13	参考資料5 総務省年金記録確認第三者委員会における受付・処理の実績	39
(2) 請求期間(時期)別	14	参考資料6 関係条文	40
(3) 請求期間の月数別	15	参考資料7 処理事案の分析について	43

# I 訂正請求の受付・処理状況

## 1 受付状況

### (1) 訂正請求の受付状況の概況

#### ① 令和4年度の受付状況

- 令和4年度の訂正請求の受付件数は4,969件であり、前年度同期(令和3年4月から令和4年3月まで)に比べて、1,044件の減少となっている。制度別にみると、厚生年金4,739件(前年度同期比1,004件減)、国民年金219件(同39件減)、脱退手当金11件(同1件減)となっている。
- 訂正請求の受付件数の推移は、総務大臣あての確認申立てを行っていた期間を含め平成22年度以降、減少傾向を示している。
- 訂正請求の受付件数の制度別の割合としては、厚生年金が占める割合が95.4%となっている。

#### ② 令和5年度上期の受付状況

- 令和5年度上期(令和5年4月から同年9月まで)における訂正請求の受付件数(速報値)は1,893件であり、前年度同期の1,971件と比べて、78件の減少となっている。制度別にみると、厚生年金1,766件(前年度同期比110件減)、国民年金123件(同33件増)、脱退手当金4件(同1件減)となっている。

# I 訂正請求の受付・処理状況

## 1 受付状況

### (2) 制度別の受付件数

	(件)				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
厚生年金	7,368 (86.5%)	4,818 (91.0%)	4,206 (91.0%)	3,061 (89.4%)	4,216 (92.4%)
（個別請求）	3,902 (45.8%)	2,214 (41.8%)	1,620 (35.1%)	931 (27.2%)	1,678 (36.8%)
（一括請求）	3,466 (40.7%)	2,604 (49.2%)	2,586 (56.0%)	2,130 (62.2%)	2,538 (55.6%)
国民年金	1,060 (12.4%)	435 (8.2%)	373 (8.1%)	336 (9.8%)	320 (7.0%)
脱退手当金	88 (1.0%)	39 (0.7%)	42 (0.9%)	28 (0.8%)	29 (0.6%)
合計	8,516 (100.0%)	5,292 (100.0%)	4,621 (100.0%)	3,425 (100.0%)	4,565 (100.0%)

	(件)			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度上期 (速報値)
厚生年金	4,998 (94.4%)	5,743 (95.5%)	4,739 (95.4%)	1,766 (93.3%)
（個別請求）	1,244 (23.5%)	1,531 (25.5%)	1,262 (25.4%)	599 (31.6%)
（一括請求）	3,754 (70.9%)	4,212 (70.0%)	3,477 (70.0%)	1,167 (61.6%)
国民年金	276 (5.2%)	258 (4.3%)	219 (4.4%)	123 (6.5%)
脱退手当金	20 (0.4%)	12 (0.2%)	11 (0.2%)	4 (0.2%)
合計	5,294 (100.0%)	6,013 (100.0%)	4,969 (100.0%)	1,893 (100.0%)

- ・厚生年金（個別請求）  
厚生年金に係る事案のうち、一括請求以外の請求
- ・厚生年金（一括請求）  
厚生年金に係る事案のうち、事業主が従業員からの保険料を控除しながら、保険料納付を行わなかったとして過誤を認め、該当する複数の従業員等からの訂正請求が事業所を単位として一括して行われる請求

注1 受付件数は、当該期間中に年金事務所が訂正請求書を受け付けた件数である。

2 平成27年度は、平成27年2月までに総務大臣あてに提出された年金記録に係る確認申立てのうち、同年4月1日付で訂正請求に切り替えられた事案（切替事案）を含んでおり、平成27年3月から平成28年3月までの13か月について計上している。

# I 訂正請求の受付・処理状況

## 2 処理状況

### (1) - 1 制度別・処理事案別の処理件数

(件)

	令和2年度						令和3年度						令和4年度						令和5年度上期(速報値)					
	厚生年金			脱退手当金			厚生年金			脱退手当金			厚生年金			脱退手当金			厚生年金			脱退手当金		
	個別請求	一括請求	計	個別請求	一括請求	計	個別請求	一括請求	計	個別請求	一括請求	計	個別請求	一括請求	計	個別請求	一括請求	計	個別請求	一括請求	計	個別請求	一括請求	計
厚生局処理事案	815	128	943	241	23	1,207	788	91	879	260	14	1,153	651	105	756	182	10	948	281	108	389	100	3	492
訂正決定	544	125	669	24	2	695	529	90	619	32	0	651	447	103	550	11	1	562	195	106	301	6	0	307
(全期間訂正)	442	125	567	20	2	589	431	88	519	23	0	542	376	100	476	10	1	487	159	98	257	3	0	260
(一部期間訂正)	102	0	102	4	0	106	98	2	100	9	0	109	71	3	74	1	0	75	36	8	44	3	0	47
不訂正決定	269	3	272	217	19	508	259	1	260	226	14	500	203	2	205	171	9	385	87	2	89	94	3	186
請求却下	2	0	2	0	2	4	0	0	0	2	0	2	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0
機構処理事案	415	3,102	3,517	3	0	3,520	523	4,386	4,909	3	0	4,912	532	2,758	3,290	4	0	3,294	299	1,306	1,605	1	0	1,606
処理事案合計	1,230	3,230	4,460	244	23	4,727	1,311	4,477	5,788	263	14	6,065	1,183	2,863	4,046	186	10	4,242	580	1,414	1,994	101	3	2,098
訂正請求の取下げ等	156	97	253	30	3	286	176	106	282	27	1	310	139	73	212	14	1	227	95	77	172	19	1	192
[参考:別掲] 機構処理事案 (一部期間訂正)	69	13	82				57	17	74				44	16	60									

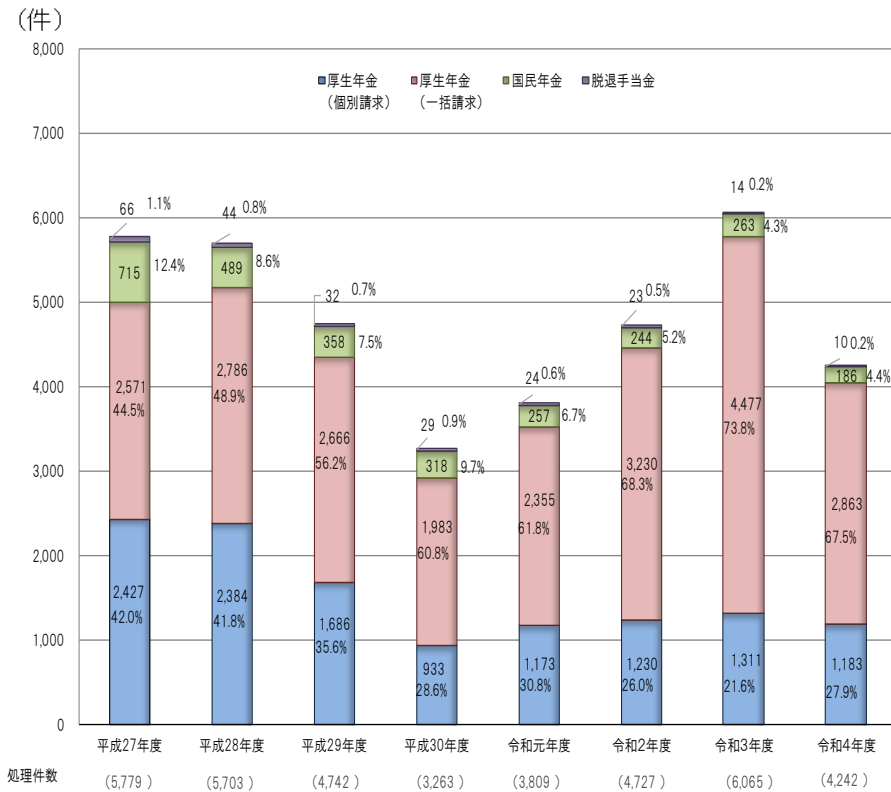
- 厚生局処理事案 地方厚生(支)局において訂正決定、不訂正決定又は請求却下の処分をした事案
- 訂正決定(全期間訂正) 全部の請求期間について、その全期間を訂正決定すること
- 訂正決定(一部期間訂正) 一部の請求期間又は請求期間の一部期間について訂正決定すること
- 不訂正決定 全部の請求期間について、その全期間を不訂正決定すること
- 機構処理事案 訂正請求が厚生労働大臣が定めた基準又は厚生年金特例法施行規則に規定する場合に該当するときに、年金事務所において記録訂正した事案(全部の請求期間について、その全期間を年金事務所記録訂正した事案に限る。地方厚生(支)局における処理はない。)
- 機構処理事案(一部期間訂正) 一部の請求期間について、年金事務所において記録訂正した事案(厚生年金事案に限る。記録訂正できなかったその他の請求期間については、地方厚生(支)局において決定処分することとなる。)

# I 訂正請求の受付・処理状況

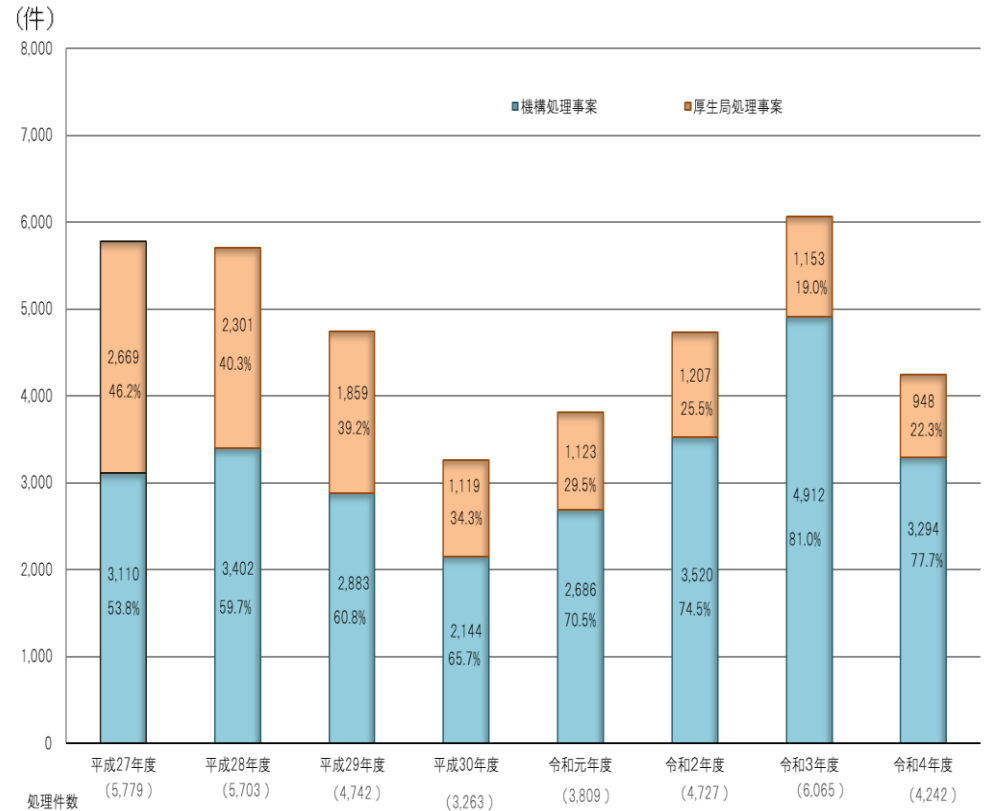
## 2 処理状況

### (1) - 2 制度別・処理事案別の処理件数(推移)

《制度別の処理事案件数》



《処理事案別の件数》



# I 訂正請求の受付・処理状況

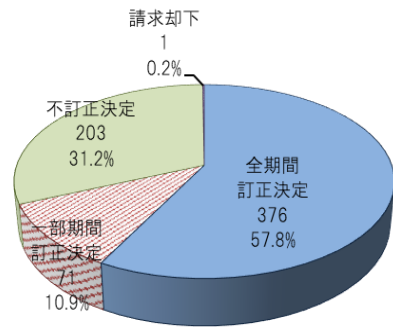
## 2 処理状況

### (1)－3 制度別・処理事案別の処理件数(内訳)

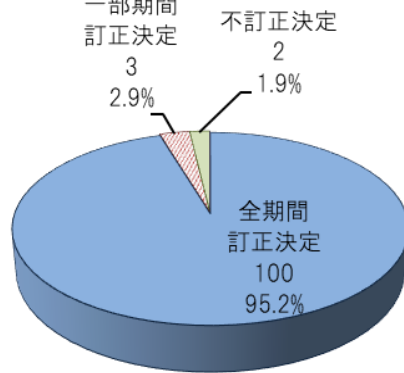
《厚生局処理事案の制度別・処分別の状況》

〈令和4年度〉

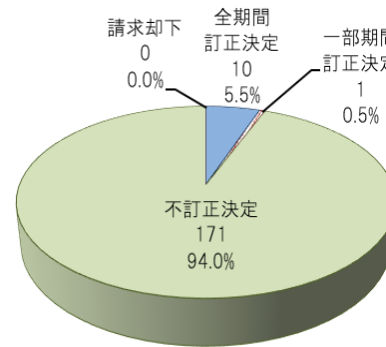
〔厚生年金(個別請求)〕



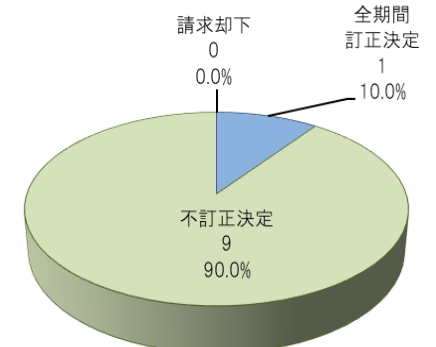
〔厚生年金(一括請求)〕



〔国民年金〕

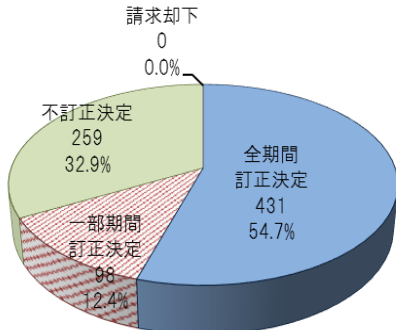


〔脱退手当金〕

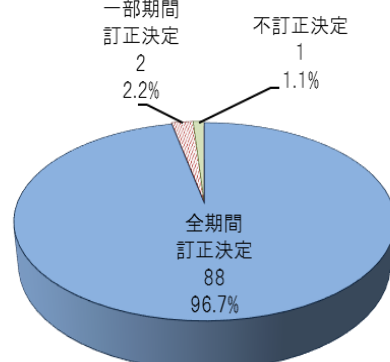


〈参考:令和3年度〉

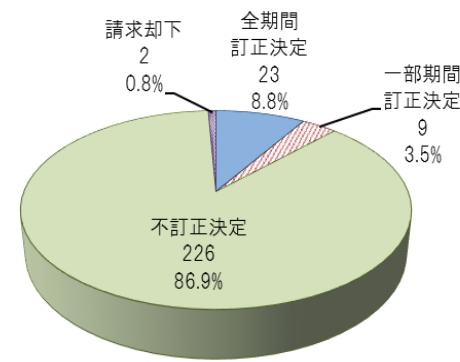
〔厚生年金(個別請求)〕



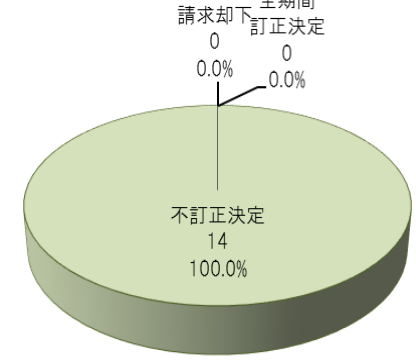
〔厚生年金(一括請求)〕



〔国民年金〕



〔脱退手当金〕



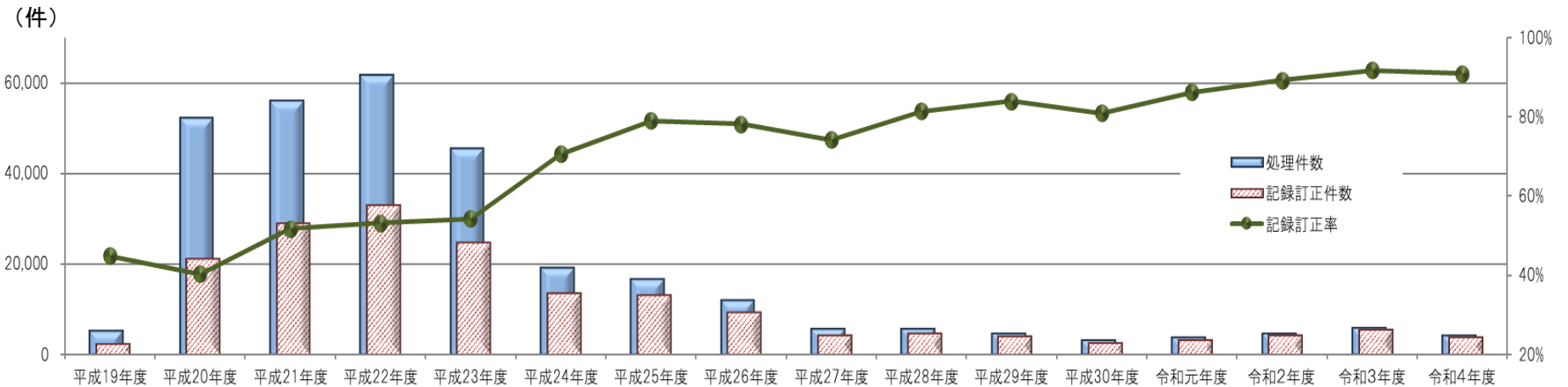
# I 訂正請求の受付・処理状況

## 2 処理状況

### (2) 訂正手続における記録訂正の推移

(件)

	総務大臣あての確認申立て								訂正請求							
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
処理件数	5,335	52,236	55,921	61,718	45,485	19,258	16,679	11,990	5,779	5,703	4,742	3,263	3,809	4,727	6,065	4,242
記録訂正件数	2,397	21,060	28,965	32,839	24,694	13,600	13,173	9,377	4,288	4,643	3,980	2,641	3,282	4,215	5,563	3,856
訂正必要 訂正決定	2,397	20,368	27,562	30,381	19,631	5,454	4,308	3,132	1,178	1,241	1,097	497	596	695	651	562
機構訂正	—	692	1,403	2,458	5,063	8,146	8,865	6,245	3,110	3,402	2,883	2,144	2,686	3,520	4,912	3,294
記録訂正率	44.9%	40.3%	51.8%	53.2%	54.3%	70.6%	79.0%	78.2%	74.2%	81.4%	83.9%	80.9%	86.2%	89.2%	91.7%	90.9%



- 注1 「処理件数」は、総務省年金記録確認第三者委員会又は地方厚生(支)局で処理した事案と機構処理事案(一部期間訂正を除く。)との合計件数である。  
 注2 「記録訂正件数」は、総務省年金記録確認第三者委員会のあっせん事案又は地方厚生(支)局の訂正決定事案と機構処理事案(一部期間訂正を除く。)との合計件数である。  
 注3 「記録訂正率」は、処理件数に対する記録訂正件数の割合である。



# I 訂正請求の受付・処理状況

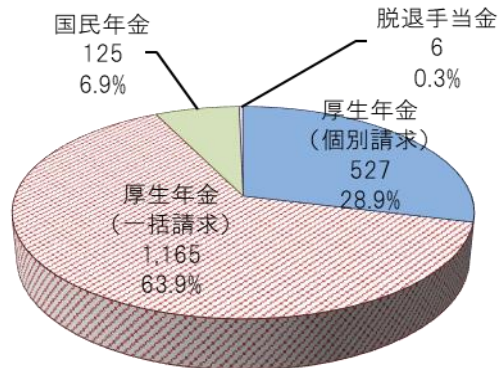
## 3 処理中事案の状況

### ○ 処理中事案件数(令和4年度末現在)

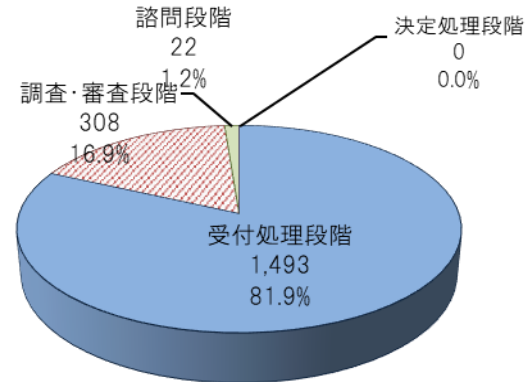
(件)

	厚生年金			国民年金	脱退手当金	合計	(参考) 令和3年度末 合計
	(個別請求)	(一括請求)	計				
① 受付件数の累計	14,382	24,767	39,149	3,276	269	42,694	37,726
② 処理件数	12,306	22,923	35,229	2,829	241	38,299	34,064
③ 請求取下げ等の累計	1,549	679	2,228	322	22	2,572	2,345
処理中事案件数 (① - (② + ③))	527	1,165	1,692	125	6	1,823	1,317
日本年金機構の受付処理段階	376	1,038	1,414	75	4	1,493	958
地方厚生(支)局の調査・審査段階	140	122	262	44	2	308	324
地方年金記録訂正審議会に諮問段階	11	5	16	6	0	22	31
地方厚生(支)局の決定処理段階	0	0	0	0	0	0	4

《制度別の処理中事案の件数》



《処理段階別の処理中事案の件数》



# I 訂正請求の受付・処理状況

## 4 処理期間の状況

### (1) 厚生局処理事案に係る処理期間

	厚生年金			国民年金	脱退手当金	全制度平均	標準処理期間	(参考) 令和3年度 全制度平均
	(個別請求)	(一括請求)	計					
① 訂正請求処理期間	201.4 日	221.3 日	204.2 日	196.5 日	226.6 日	202.9 日	143 日	210.7 日
ア 機構受付処理期間	89.0 日	120.1 日	93.3 日	82.5 日	127.1 日	91.6 日	40 日	85.1 日
イ 厚生局処理期間	112.4 日	101.2 日	110.9 日	114.0 日	99.5 日	111.4 日	103 日	125.6 日
② 機構訂正処理期間	48.2 日	38.2 日	46.3 日	78.9 日	49.0 日	46.9 日	25 日	31.9 日

注1 「① 訂正請求処理期間」は、令和4年度中に地方厚生(支)局から処分通知書を送付した事案を対象とした(不訂正決定事案、請求却下事案を含む。)

2 「② 機構訂正処理期間」は、令和4年度中に地方厚生(支)局から訂正決定通知書を送付した事案を対象とした(不訂正決定事案、請求却下事案を除く。)

### (2) 機構処理事案に係る処理期間

	厚生年金			国民年金	脱退手当金	全制度平均	(参考) 令和3年度 全制度平均
	(個別請求)	(一括請求)	計				
③ 機構処理期間	64.7 日	76.1 日	74.1 日	91.5 日	-	74.1 日	98.4 日

注 処理期間は、令和4年度中に日本年金機構から訂正通知を送付した事案を対象とした。

#### 各処理期間の定義

##### 《厚生局処理事案》



① 訂正請求処理期間 「ア 機構受付処理期間」と「イ 厚生局処理期間」を合算した期間(上図のaの翌日からcまでの期間)

ア 機構受付処理期間 訂正請求書の受付日(a)の翌日から厚生局への送付日(b)までの期間

イ 厚生局処理期間 厚生局への送付日(b)の翌日から処分通知書の送付日(c)までの期間

② 機構訂正処理期間 処分通知書の送付日(c)の翌日から機構訂正通知の送付日(d)までの期間

##### 《機構処理事案》

③ 機構処理期間 訂正請求書の受付日の翌日から機構訂正通知の送付日までの期間

## Ⅱ 請求内容・処分の状況

### 1 請求者等の状況

#### (1) 請求者区分別・被保険者の性別別

(件)

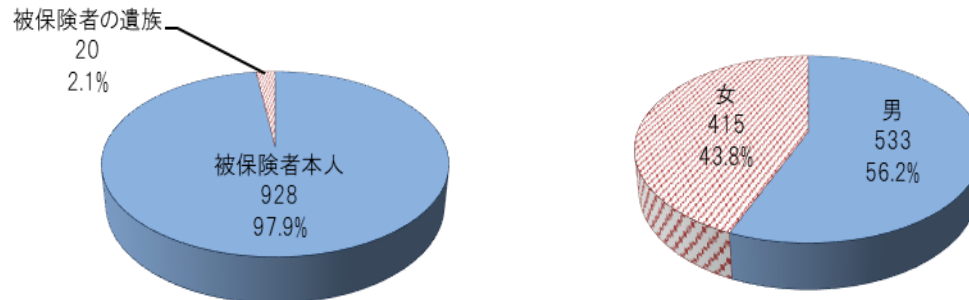
	請求者区分別								
	被保険者本人			被保険者の遺族			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
厚生年金	441	299	740	15	1	16	456	300	756
（個別請求）	373	263	636	14	1	15	387	264	651
（一括請求）	68	36	104	1	0	1	69	36	105
国民年金	75	104	179	2	1	3	77	105	182
脱退手当金	0	9	9	0	1	1	0	10	10
合計	516	412	928	17	3	20	533	415	948

注1 令和4年度の厚生局処理事案を対象とした件数である。

注2 「被保険者」には、現存被保険者の他、被保険者であった者を含む(以下同じ。)

注3 「被保険者の遺族」の性別は、死亡した被保険者の性別である(請求者(遺族)の性別ではない。)

《請求者区分別・被保険者性別別の状況》



## Ⅱ 請求内容・処分の状況

### 1 請求者等の状況

#### (2) 被保険者年齢階層別

(件)

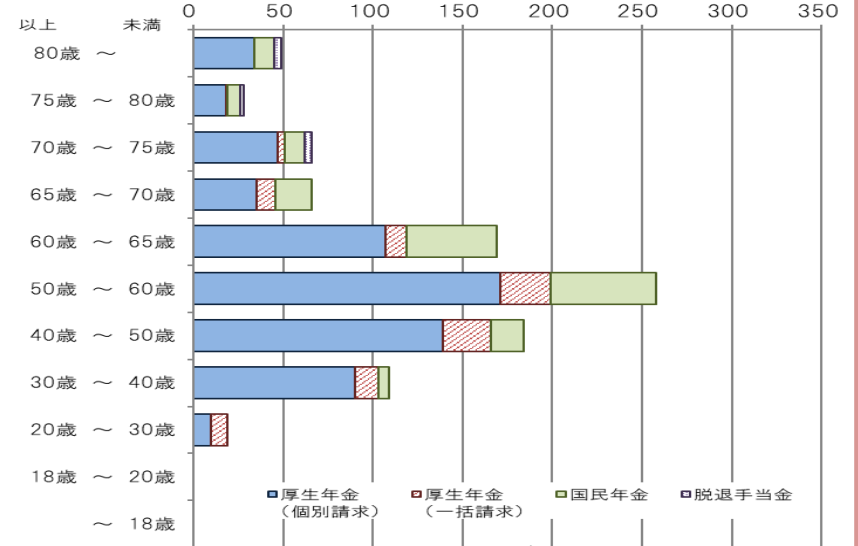
	厚生年金			国民年金	脱退手当金	合計
	(個別請求)	(一括請求)	計			
以上 未満						
80歳～	34	0	34	11	4	49
75歳～80歳	18	1	19	7	2	28
70歳～75歳	47	4	51	11	4	66
65歳～70歳	35	11	46	20	0	66
60歳～65歳	107	12	119	50	0	169
50歳～60歳	171	28	199	59	0	258
40歳～50歳	139	27	166	18	0	184
30歳～40歳	90	13	103	6	0	109
20歳～30歳	10	9	19	0	0	19
18歳～20歳	0	0	0	0	0	0
～18歳	0	0	0	0	0	0
合計	651	105	756	182	10	948

注1 令和4年度の厚生局処理事案を対象とした件数である。

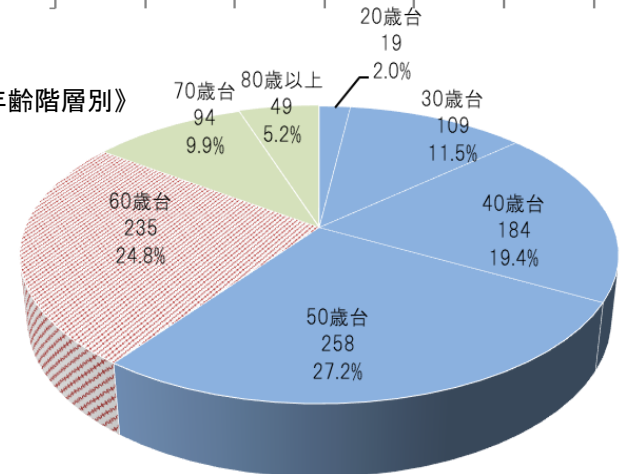
注2 被保険者の年齢は、年金事務所における訂正請求の受付日時点の年齢である(被保険者が死亡している場合も同じ)。

《被保険者年齢階層別・制度別の状況》

(件)



《被保険者年齢階層別》



## Ⅱ 請求内容・処分の状況

### 1 請求者等の状況

#### (3) 被保険者の区分別

(件)

	被 保 険 者 の 区 分			
	被 保 険 者 等	裁 定 済 み 者	納 付 要 件 充 足 者	合 計
厚生年金	562	188	6	756
（個別請求）	478	167	6	651
（一括請求）	84	21	0	105
国民年金	120	58	4	182
脱退手当金	1	9	0	10
合計	683	255	10	948
割合	72.0%	26.9%	1.1%	100.0%

注 令和4年度の厚生局処理事案を対象とした件数である。

- 被保険者等  
現存被保険者、受給開始年齢前の者、受給要件を満たしている未裁定の者等（「裁定済み者」及び「納付要件充足者」以外の者）
- 裁定済み者  
訂正請求をする時点において、既に年金給付の裁定を受けている者（年金受給者）
- 納付要件充足者  
訂正請求をする時点においては受給要件を満たしていないが、訂正請求が全部認められれば、老齢年金の保険料納付要件を満たす者

## Ⅱ 請求内容・処分の状況

### 1 請求者等の状況

#### (4) 請求者住所地別

	厚生年金	国民年金	脱退手当金	合 計
北海道	48	6	1	55 (5)
青森県	3	2	0	5 (31)
岩手県	4	0	0	4 (37)
宮城県	30	2	0	32 (9)
秋田県	5	0	0	5 (31)
山形県	5	0	0	5 (31)
福島県	7	0	0	7 (28)
茨城県	12	0	0	12 (15)
栃木県	6	3	0	9 (23)
群馬県	4	6	0	10 (18)
埼玉県	46	7	0	53 (6)
新潟県	28	1	0	29 (10)
山梨県	4	1	0	5 (31)
長野県	7	3	0	10 (18)
千葉県	24	10	0	34 (8)
東京都	113	42	1	156 (1)
神奈川県	79	19	0	98 (2)
富山県	2	2	0	4 (37)
石川県	5	0	0	5 (31)
岐阜県	6	4	0	10 (18)
静岡県	17	4	2	23 (12)
愛知県	55	7	1	63 (4)
三重県	4	4	0	8 (26)
福井県	10	1	0	11 (16)
滋賀県	9	4	0	13 (14)

	厚生年金	国民年金	脱退手当金	合 計
京都府	16	5	1	22 (13)
大阪府	77	14	0	91 (3)
兵庫県	21	8	0	29 (10)
奈良県	8	2	0	10 (18)
和歌山県	8	1	1	10 (18)
鳥取県	2	1	0	3 (43)
島根県	6	0	0	6 (30)
岡山県	2	2	0	4 (37)
広島県	6	2	0	8 (26)
山口県	10	1	0	11 (16)
徳島県	2	2	0	4 (37)
香川県	2	0	0	2 (44)
愛媛県	4	3	0	7 (28)
高知県	2	0	0	2 (44)
福岡県	28	9	1	38 (7)
佐賀県	4	0	0	4 (37)
長崎県	4	1	0	5 (31)
熊本県	6	3	0	9 (23)
大分県	9	0	0	9 (23)
宮崎県	2	0	0	2 (44)
鹿児島県	0	0	2	2 (44)
沖縄県	4	0	0	4 (37)
海外居住	0	0	0	0
合 計	756	182	10	948

注1 令和4年度の厚生局処理事案を対象とした件数である。

2 ( )内は、合計件数の降順位である。

## Ⅱ 請求内容・処分の状況

### 2 事案類型・請求期間の状況

#### (1) 請求期間の分類(事案類型)別

(件)

事案類型	令和3年度		令和4年度		事案類型の内容
	請求件数	(制度別割合)	請求件数	(制度別割合)	
厚生年金	2,206	(100.0%)	1,948	(100.0%)	
① 標準賞与額に係る訂正請求	1,437	(65.1%)	1,421	(72.9%)	・標準賞与額の相違、賞与支払の記録なし等の訂正を求めるもの
② 被保険者期間に係る訂正請求	534	(24.2%)	354	(18.2%)	・資格取得日、喪失日の相違、資格記録(加入記録)なし等の訂正を求めるもの
③ 標準報酬月額に係る訂正請求	231	(10.5%)	171	(8.8%)	・標準報酬月額の相違、標準報酬月額の改定記録なし等の訂正を求めるもの
④ その他の訂正請求	4	(0.2%)	2	(0.1%)	・被保険者種別の相違、厚生年金基金加入員区別の相違等の訂正を求めるもの
国民年金	411	(100.0%)	343	(100.0%)	
⑤ 保険料納付に係る訂正請求	378	(92.0%)	294	(85.7%)	・国民年金保険料納付記録なし、付加保険料納付記録なし等の訂正を求めるもの
⑥ 免除期間に係る訂正請求	32	(7.8%)	43	(12.5%)	・国民年金保険料免除期間の相違、免除期間記録なし等の訂正を求めるもの
⑦ その他の訂正請求	1	(0.2%)	6	(1.7%)	・第3号被保険者期間の相違、資格取得日の相違等の訂正を求めるもの
脱退手当金	14	(100.0%)	12	(100.0%)	
⑧ 支給期間の全期間訂正	12	(85.7%)	12	(100.0%)	・脱退手当金の支給対象期間の全期間について、脱退手当金は受給していない旨訂正を求めるもの
⑨ 支給期間の一部期間訂正	2	(14.3%)	0	(0.0%)	・脱退手当金の支給対象期間の一部期間について、脱退手当金は受給していない旨訂正を求めるもの
合計	2,631		2,303		

注1 厚生局処理事案の請求期間を単位として計上している(以下、この件数を「請求件数」という。1件の訂正請求(事案)につき複数の請求件数があり得る。)

2 1つの請求期間が複数の事案類型に該当する場合は、それぞれの事案類型に1件として計上している。

## Ⅱ 請求内容・処分の状況

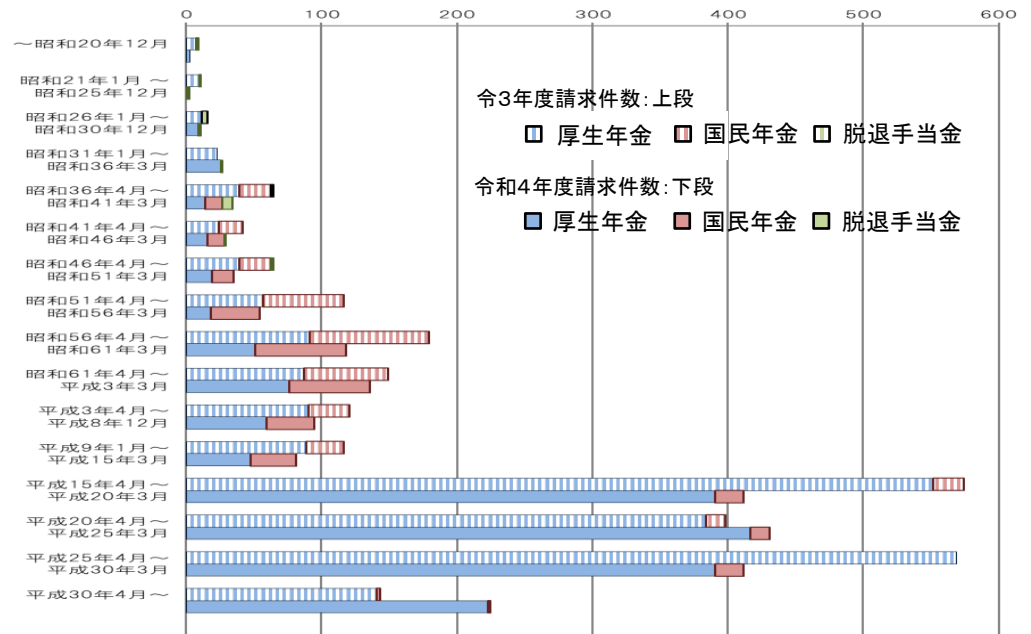
### 2 事案類型・請求期間の状況

#### (2) 請求期間(時期)別

	厚生年金	国民年金	脱退手当金	合計
以降				
以前				
～ 昭和16年12月	0	0	0	0
昭和17年1月～ 昭和20年12月	3	0	0	3
昭和21年1月～ 昭和25年12月	1	0	1	2
昭和26年1月～ 昭和30年12月	9	0	2	11
昭和31年1月～ 昭和36年3月	26	0	1	27
昭和36年4月～ 昭和41年3月	14	13	7	34
昭和41年4月～ 昭和46年3月	16	12	1	29
昭和46年4月～ 昭和51年3月	19	16	0	35
昭和51年4月～ 昭和56年3月	18	36	0	54
昭和56年4月～ 昭和61年3月	51	67	0	118
昭和61年4月～ 平成3年3月	76	60	0	136
平成3年4月～ 平成8年12月	59	36	0	95
平成9年1月～ 平成15年3月	46	33	0	79
平成15年4月～ 平成20年3月	393	21	0	414
平成20年4月～ 平成25年3月	417	14	0	431
平成25年4月～ 平成30年3月	575	2	0	577
平成30年4月～	223	2	0	225
不明	0	0	0	0
合計	1,946	312	12	2,270

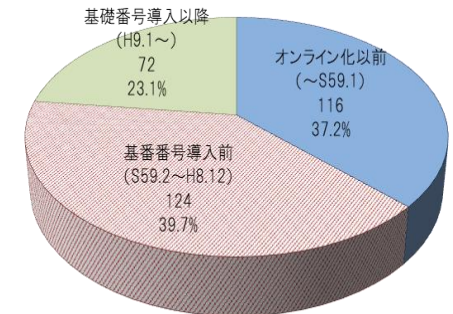
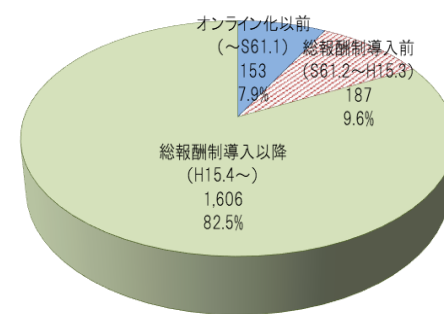
(件)

《請求期間(時期)別・制度別の請求件数状況》



(件)

《厚生年金のオンライン化以前等の時期別の状況》《国民年金のオンライン化以前等の時期別の状況》



- 注1 令和4年度の厚生局処理事案の請求件数である。  
 2 請求期間(時期)は、請求期間の始期による(以下同じ。)



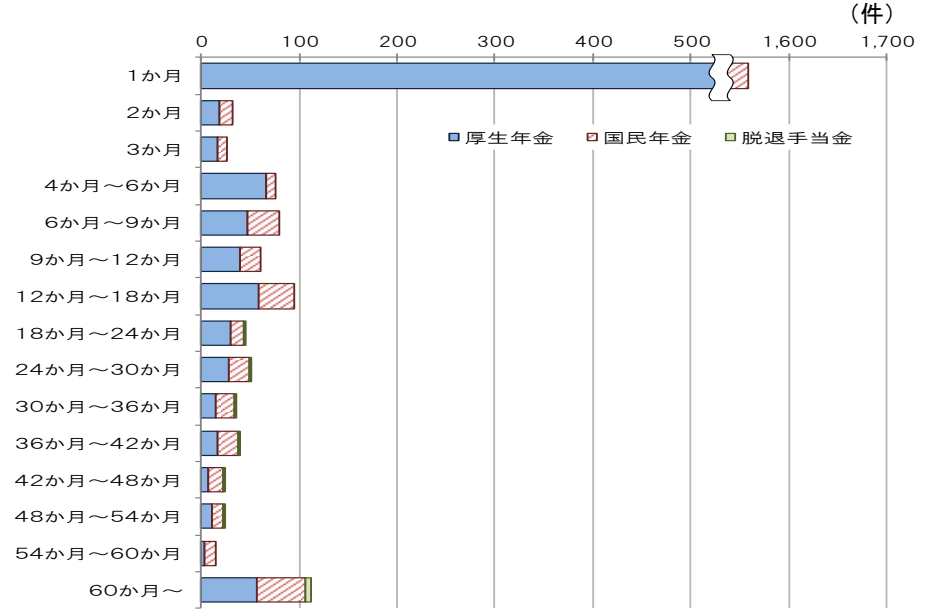
## II 請求内容・処分の状況

### 2 事案類型・請求期間の状況

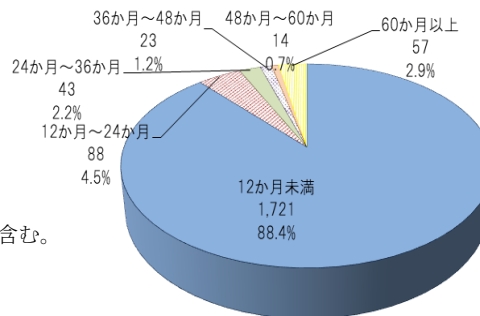
#### (3) 請求期間の月数別

		(件)			
		厚生年金	国民年金	脱退手当金	合計
以上	未満				
1か月		1,533	30	0	1,563
2か月		18	14	0	32
3か月		17	10	0	27
4か月	～ 6か月	66	9	0	75
6か月	～ 9か月	48	31	0	79
9か月	～ 12か月	39	21	0	60
12か月	～ 18か月	59	35	0	94
18か月	～ 24か月	29	14	1	44
24か月	～ 30か月	28	21	1	50
30か月	～ 36か月	15	18	1	34
36か月	～ 42か月	16	21	2	39
42か月	～ 48か月	7	15	1	23
48か月	～ 54か月	11	11	1	23
54か月	～ 60か月	3	12	0	15
60か月	～	57	50	5	112
不	明	0	0	0	0
合	計	1,946	312	12	2,270
平	均 月 数	29.8 月	34.4 月	54.2 月	31.9 月

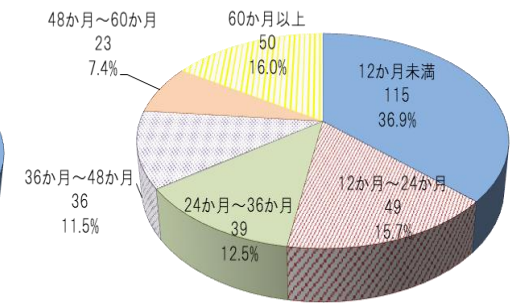
《請求期間の月数別・制度別の請求件数状況》



《厚生年金の請求期間の月数別の状況》



《国民年金の請求期間の月数別の状況》



- 注1 令和4年度の厚生局処理事案の請求件数である。  
 2 請求期間の月数は、請求期間のうち、訂正を求める月数による(以下同じ。)  
 3 厚生年金事案の請求期間の月数「1か月」には、標準賞与額に係る訂正請求(1,421件)を含む。  
 4 厚生年金事案の「平均月数」には、標準賞与額に係る訂正請求の請求期間は含まない。

## Ⅱ 請求内容・処分の状況

### 3 処分別の状況

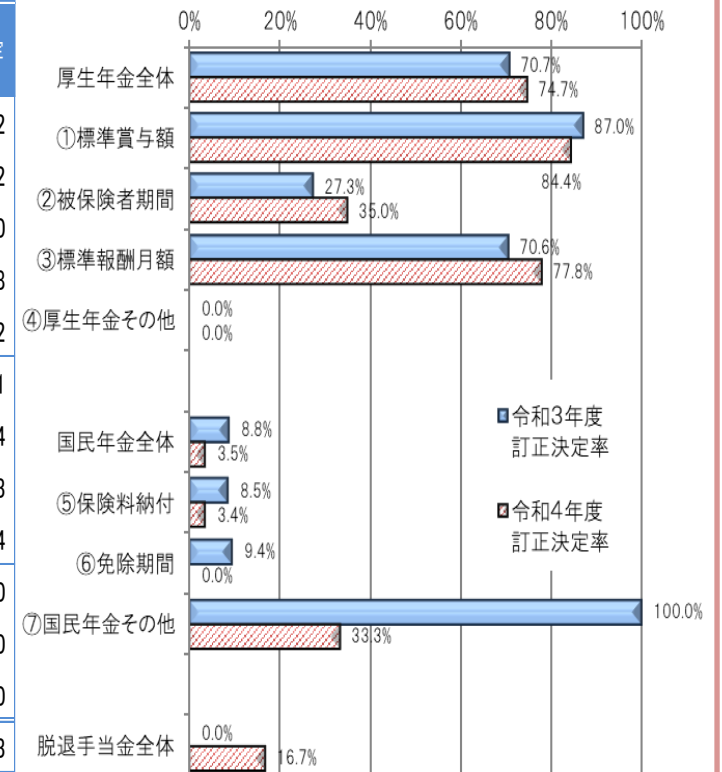
#### (1) 請求期間の分類(事案類型)別

##### ア 請求件数

(件)

事案類型	令和3年度					令和4年度				
	請求件数	訂正決定			不訂正決定	請求件数	訂正決定			不訂正決定
		全期間	一部期間	計			全期間	一部期間	計	
厚生年金	2,206	1,502	57	1,559	647	1,948	1,413	43	1,456	492
① 標準賞与額に係る訂正請求	1,437	1,250	0	1,250	187	1,421	1,199	0	1,199	222
② 被保険者期間に係る訂正請求	534	135	11	146	388	354	111	13	124	230
③ 標準報酬月額に係る訂正請求	231	117	46	163	68	171	103	30	133	38
④ その他の訂正請求	4	0	0	0	4	2	0	0	0	2
国民年金	411	34	2	36	375	343	11	1	12	331
⑤ 保険料納付に係る訂正請求	378	31	1	32	346	294	9	1	10	284
⑥ 免除期間に係る訂正請求	32	2	1	3	29	43	0	0	0	43
⑦ その他の訂正請求	1	1	0	1	0	6	2	0	2	4
脱退手当金	14	0	0	0	14	12	2	0	2	10
⑧ 支給期間の全期間訂正	12	0	0	0	12	12	2	0	2	10
⑨ 支給期間の一部期間訂正	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0
合計	2,631	1,536	59	1,595	1,036	2,303	1,426	44	1,470	833

《事案類型別の訂正決定率》



注1 厚生局処理事案の請求件数である。

2 1つの請求期間が複数の事案類型に該当する場合は、それぞれの事案類型に1件として計上している。

3 「不訂正決定」は、全部の請求期間について、その全期間を不訂正決定した件数である。

4 訂正決定率は、各事案類型ごとの請求件数の合計に対する訂正決定(計)の割合である。

## Ⅱ 請求内容・処分の状況

### 3 処分別の状況

#### (1) 請求期間の分類(事案類型)別

##### イ 訂正月数・不訂正月数

	訂 正 決 定			不 訂 正 決 定			合 計 ( 月 数 )
	訂 正 月 数	平 均 月 数	最 大 月 数	不 訂 正 月 数	平 均 月 数	最 大 月 数	
厚生年金	5,297月	3.6月	197月	11,804月	22.1月	530月	17,101月
① 標準賞与額に係る訂正請求	1,199月	1.0月	1月	222月	1.0月	1月	1,421月
② 被保険者期間に係る訂正請求	857月	6.9月	78月	9,169月	37.7月	530月	10,026月
③ 標準報酬月額に係る訂正請求	3,241月	24.4月	197月	2,292月	33.7月	232月	5,533月
④ その他の訂正請求	0月	0.0月	0月	121月	60.5月	107月	121月
国民年金	551月	45.9月	374月	12,252月	36.9月	463月	12,803月
⑤ 保険料納付に係る訂正請求	118月	11.8月	48月	10,552月	37.0月	463月	10,670月
⑥ 免除期間に係る訂正請求	0月	0.0月	0月	1,681月	39.1月	463月	1,681月
⑦ その他の訂正請求	433月	216.5月	374月	19月	4.8月	59月	452月
脱退手当金	46月	23.0月	25月	604月	60.4月	99月	650月
⑧ 支給期間の全期間訂正	46月	23.0月	25月	604月	60.4月	99月	650月
⑨ 支給期間の一部期間訂正	0月	0.0月	0月	0月	0.0月	0月	0月
合 計	5,894月	4.0月	374月	24,660月	28.1月	530月	30,554月

注1 令和4年度の厚生局処理事案に係る訂正決定又は不訂正決定した月数である。

2 それぞれの月数は、請求期間の一部期間について訂正決定又は不訂正決定した月数を含む。

3 1つの請求期間が複数の事案類型に該当する場合は、それぞれの事案類型に月数を計上している。

## Ⅱ 請求内容・処分の状況

### 3 処分別の状況

#### (2) 請求期間(時期)別

		厚生年金			国民年金			脱退手当金			合計		
		訂正決定	不訂正決定	計	訂正決定	不訂正決定	計	訂正決定	不訂正決定	計	訂正決定	不訂正決定	計
以降	以前												
	～ 昭和16年12月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
昭和17年1月	～ 昭和20年12月	2	1	3	0	0	0	0	0	0	2	1	3
昭和21年1月	～ 昭和25年12月	0	1	1	0	0	0	0	1	1	0	2	2
昭和26年1月	～ 昭和30年12月	1	8	9	0	0	0	0	2	2	1	10	11
昭和31年1月	～ 昭和36年3月	1	25	26	0	0	0	0	1	1	1	26	27
昭和36年4月	～ 昭和41年3月	2	12	14	1	12	13	2	5	7	5	29	34
昭和41年4月	～ 昭和46年3月	2	14	16	0	12	12	0	1	1	2	27	29
昭和46年4月	～ 昭和51年3月	12	7	19	2	14	16	0	0	0	14	21	35
昭和51年4月	～ 昭和56年3月	7	11	18	1	35	36	0	0	0	8	46	54
昭和56年4月	～ 昭和61年3月	12	39	51	3	64	67	0	0	0	15	103	118
昭和61年4月	～ 平成3年3月	28	48	76	4	56	60	0	0	0	32	104	136
平成3年4月	～ 平成8年12月	27	32	59	0	36	36	0	0	0	27	68	95
平成9年1月	～ 平成15年3月	20	26	46	1	32	33	0	0	0	21	58	79
平成15年4月	～ 平成20年3月	277	116	393	0	15	15	0	0	0	277	131	408
平成20年4月	～ 平成25年3月	315	102	417	0	20	20	0	0	0	315	122	437
平成25年4月	～ 平成30年3月	544	31	575	0	2	2	0	0	0	544	33	577
平成30年4月	～	206	17	223	0	2	2	0	0	0	206	19	225
不	明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合	計	1,456	490	1,946	12	300	312	2	10	12	1,470	800	2,270

注1 令和4年度の厚生局処理事案の請求件数である。

2 「訂正決定」は、請求期間の全期間又は一部期間について訂正決定した件数である。

3 「不訂正決定」は、全部の請求期間について、その全期間を不訂正決定した件数である。

## Ⅱ 請求内容・処分の状況

### 3 処分別の状況

#### (3) 請求期間の月数別

(件)

	厚生年金			国民年金			脱退手当金			合計			
	訂正決定	不訂正決定	計	訂正決定	不訂正決定	計	訂正決定	不訂正決定	計	訂正決定	不訂正決定	計	
以上													
未満													
1か月	1,261	272	1,533	3	27	30	0	0	0	1,264	299	1,563	
2か月	7	11	18	2	12	14	0	0	0	9	23	32	
3か月	6	11	17	1	9	10	0	0	0	7	20	27	
4か月～6か月	32	34	66	0	9	9	0	0	0	32	43	75	
6か月～9か月	23	25	48	0	31	31	0	0	0	23	56	79	
9か月～12か月	14	25	39	0	21	21	0	0	0	14	46	60	
12か月～18か月	37	22	59	1	34	35	0	0	0	38	56	94	
18か月～24か月	15	14	29	0	14	14	1	0	1	16	28	44	
24か月～30か月	19	9	28	0	21	21	1	1	2	20	31	51	
30か月～36か月	7	8	15	0	18	18	0	2	2	7	28	35	
36か月～42か月	10	6	16	1	20	21	0	0	0	11	26	37	
42か月～48か月	1	6	7	0	15	15	0	1	1	1	22	23	
48か月～54か月	1	10	11	1	10	11	0	1	1	2	21	23	
54か月～60か月	0	3	3	1	11	12	0	0	0	1	14	15	
60か月～	23	34	57	2	48	50	0	5	5	25	87	112	
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計	1,456	490	1,946	12	300	312	2	10	12	1,470	800	2,270	
平均月数	20.0月	39.2月	29.8月	52.2月	33.7月	34.4月	23.0月	60.4月	54.2月	21.4月	36.7月	31.9月	

- 注1 令和4年度の厚生局処理事案の請求件数である。  
 2 「訂正決定」は、請求期間の全期間又は一部期間について訂正決定した件数である。  
 3 「不訂正決定」は、全部の請求期間について、その全期間を不訂正決定した件数である。  
 4 厚生年金事案の請求期間の月数「1か月」には、標準賞与額に係る訂正請求(1,421件)を含む。  
 5 厚生年金事案の「平均月数」には、標準賞与額に係る訂正請求の請求期間は含まない。

## Ⅱ 請求内容・処分の状況

### 3 処分別の状況

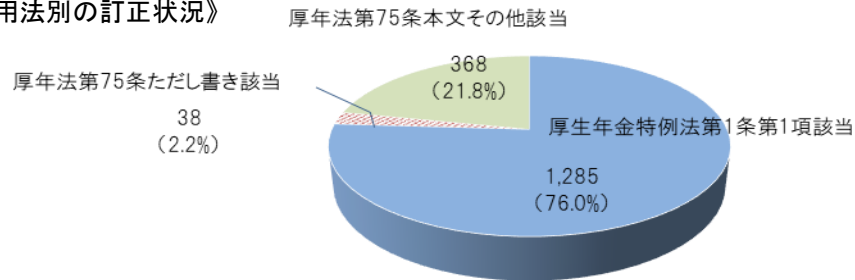
#### (4) 厚生年金の訂正決定事案に係る適用法別の状況

(件)

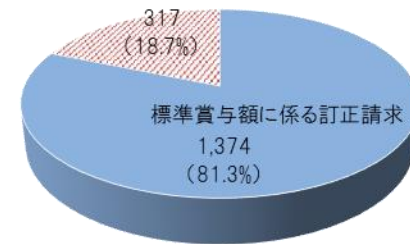
	被保険者期間等に係る訂正請求			標準賞与額に係る訂正請求			合 計		
	全期間訂正	一部期間訂正	計	全期間訂正	一部期間訂正	計	全期間訂正	一部期間訂正	計
厚生年金特例法第1条第1項該当	138	43	181	1,104	0	1,104	1,242	43	1,285
厚年法第75条ただし書き該当	28	10	38	0	0	0	28	10	38
厚年法第75条本文その他該当	57	41	98	264	6	270	321	47	368
合 計	223	94	317	1,368	6	1,374	1,591	100	1,691

- 注1 厚生年金事案に係る令和4年度の厚生局処理事案(訂正決定事案に限る。)の請求件数である。  
 2 1つの請求期間が複数の規定に該当する場合は、それぞれの該当区分に1件として計上している。

#### 《厚生年金適用法別の訂正状況》



#### 被保険者期間等に係る訂正請求



#### ・ 厚生年金の適用法の内容

##### ① 厚生年金特例法第1条第1項該当

事業主が保険料を源泉控除しながら被保険者に係る保険料を納付する義務を履行したことが明らかでない場合に該当する。ただし、当該被保険者が、事業主が当該義務を履行していないことを知っていた又は知り得る状態であったと認められる場合に該当しないものに限る。

##### ② 厚年法第75条ただし書き該当

請求期間当時(保険料徴収権の時効消滅前に)、被保険者の資格取得日等に係る届出を行っていたと判断できる場合等に該当する。

##### ③ 厚年法第75条本文その他該当

①及び②に該当しない場合(保険料徴収権が時効により消滅した後に届出が行われた場合や、被保険者が事業主により保険料を源泉控除されていない場合等)であって、請求期間当時、厚生年金保険の被保険者資格要件を満たしていることを前提として、本来届出により記録されるはずの取得日・喪失日等が明らかであると判断できる場合に該当する。ただし、訂正を認める期間の保険料徴収権が時効により消滅していれば、保険給付の対象とならない期間として訂正が認められる。

## Ⅱ 請求内容・処分の状況

### 4 日本年金機構段階の訂正状況

#### ○ 日本年金機構段階の訂正処理件数(令和4年度)

(件)

訂正処理基準区分	処理件数	(割合)	(制度別割合)
厚生年金	3,375	(99.9%)	<100.0%>
① 不適正な遡及処理事案の同僚事案	0	(0.0%)	<0.0%>
② 全喪年月日以降に遡及訂正処理がある事案	1	(0.0%)	<0.0%>
③ 不適正な遡及訂正処理の可能性がある事案	0	(0.0%)	<0.0%>
④ 災害等により被保険者記録が滅失した事案	1	(0.0%)	<0.0%>
⑤ 資格喪失日が不明である事案	0	(0.0%)	<0.0%>
⑥ 賞与に係る保険料控除が明らかな事案	3,199	(94.7%)	<94.8%>
⑦ 転勤に伴う未加入期間がある事案	4	(0.1%)	<0.1%>
⑧ 保険料を控除した事実が明らかな事案	170	(5.0%)	<5.0%>
国民年金	4	(0.1%)	<100.0%>
⑨ 関連資料がある事案	1	(0.0%)	<25.0%>
⑩ 関連資料がない事案	3	(0.1%)	<75.0%>
脱退手当金(⑪)	0	(0.0%)	<0.0%>
合 計	3,379	(100.0%)	—

注1 令和4年度の機構処理事案を対象とし、一部の請求期間について年金事務所で記録訂正した事案を含む。

2 1つの事案が複数の訂正処理基準に該当する場合は、それぞれの該当区分に1件として計上している。

## Ⅱ 請求内容・処分の状況

### 5 訂正処理基準区分の内容

- 訂正処理基準区分の内容
  - ① 不適正な遡及処理事案の同僚事案  
訂正決定した事案のうち、事業所全喪日以降に、遡及した標準報酬月額を引き下げ処理又は遡及した資格喪失処理が行われている事案の請求者と同一事業所に同一時期に勤務していた申立人の申立てであること
  - ② 全喪年月日以降に遡及訂正処理がある事案  
全喪年月日以降に、遡及した標準報酬月額等の記録訂正処理又は遡及した資格喪失年月日の訂正処理が行われている事案であって、不適正な遡及訂正処理の可能性のある事案であること
  - ③ 不適正な遡及訂正処理の可能性のある事案  
不適正な遡及訂正処理が行われた可能性のある記録を抽出するために用いた3条件(※)の全てに該当する事案であること  
※ a 標準報酬月額を引き下げ処理と同日又は翌日に資格喪失処理が行われている  
b 5等級以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている  
c 6か月以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている
  - ④ 災害等により被保険者記録が滅失した事案  
年金事務所等において保管する紙台帳が、火災、地震、風水害又は戦災等によって滅失若しくは棄損しているもの又は不鮮明であるもので、資格記録等が確認できない事案であること
  - ⑤ 資格喪失日が不明である事案  
年金事務所等において保管していた紙台帳等が存在するものの、当該紙台帳等の資格喪失年月日に係る記載がない又は不鮮明等の理由により、当該紙台帳等から資格喪失年月日を確認することができない事案であること
  - ⑥ 賞与に係る保険料控除が明らかな事案(厚生年金特例法施行規則第1条第1号該当)  
事業主が被保険者が負担すべき標準賞与額に係る保険料に相当する額を控除した事実が明らかであることを確認するに足る資料があること
  - ⑦ 転勤に伴う未加入期間がある事案(厚生年金特例法施行規則第1条第2号該当)  
転勤に伴う未加入期間が一月であり、事業主が被保険者を使用していた事実が明らかであることを確認するに足る資料がある場合等であって、事業主が、被保険者が負担すべき保険料を控除したことを認めており、かつ、特例納付保険料を納付する意志を表示していること
  - ⑧ 保険料を控除した事実が明らかな事案(厚生年金特例法施行規則第1条第3号該当)  
事業主が被保険者を使用していた事実及び被保険者の負担すべき保険料を控除した事実が明らかであることを確認するに足る資料があること
  - ⑨ 関連資料がある事案  
国民年金保険料の口座振替記録がある預貯金通帳、確定申告書(控)、家計簿、納付組織の預かり証等の関係資料に基づき保険料を納付していたものと認定されること
  - ⑩ 関連資料がない事案  
関連資料はないものの、未納期間が1年以下であって、申立期間以外に未納がなく、申立期間に引き続く前後の期間が保険料納付済期間であるなど、記録の状態から保険料を納付していたものと認定されること
  - ⑪ 脱退手当金  
本人が請求したとは考えがたい、又は支給事務に不適切な処理がうかがえること、支給日より前に脱退手当金の計算の基礎とされていない被保険者期間があること



### Ⅲ その他の事業状況

#### 1 地方年金記録訂正審議会

##### (1) 部会の開催状況(令和4年度)

(件)

	北海道 厚生局	東北厚生局	関東信越厚生局				東海北陸 厚生局	近畿厚生局	中国四国 厚生局	四国 厚生支局	九州厚生局	合計
			本局	千葉分室	東京分室	神奈川分室						
(部会数)	(1)	(2)	(6)	(2)	(6)	(3)	(4)	(5)	(2)	(1)	(3)	(35)
部会開催回数	22	22	84	23	114	52	36	68	19	8	32	480
審議件数	56	58	121	33	198	87	105	185	34	14	68	959
厚生年金	48	54	99	23	155	68	81	146	27	9	53	763
国民年金	7	4	22	10	42	19	21	37	7	5	12	186
脱退手当金	1	0	0	0	1	0	3	2	0	0	3	10

注 審議件数は、部会で審議した事案の延べ件数である(1つの事案につき複数回審議を行った事案がある。)

##### (2) 口頭意見陳述の実施状況(令和4年度)

(件)

	北海道 厚生局	東北厚生局	関東信越厚生局				東海北陸 厚生局	近畿厚生局	中国四国 厚生局	四国 厚生支局	九州厚生局	合計
			本局	千葉分室	東京分室	神奈川分室						
口頭意見陳述	2	0	0	0	0	1	0	1	1	0	0	5
厚生年金	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2
国民年金	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	3
脱退手当金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注 口頭意見陳述を実施した延べ事案件数である。

### Ⅲ その他の事業状況

#### 1 地方年金記録訂正審議会

##### (3) 諮問期間の状況

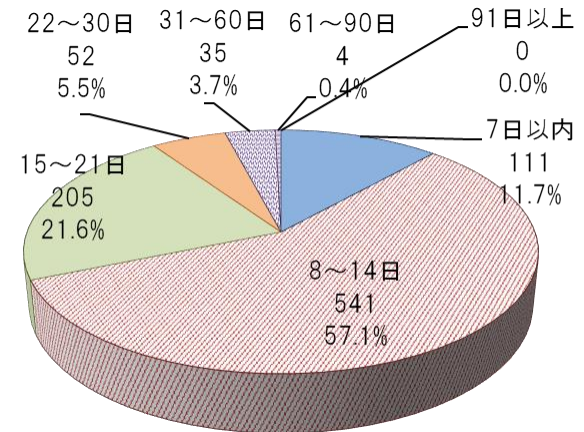
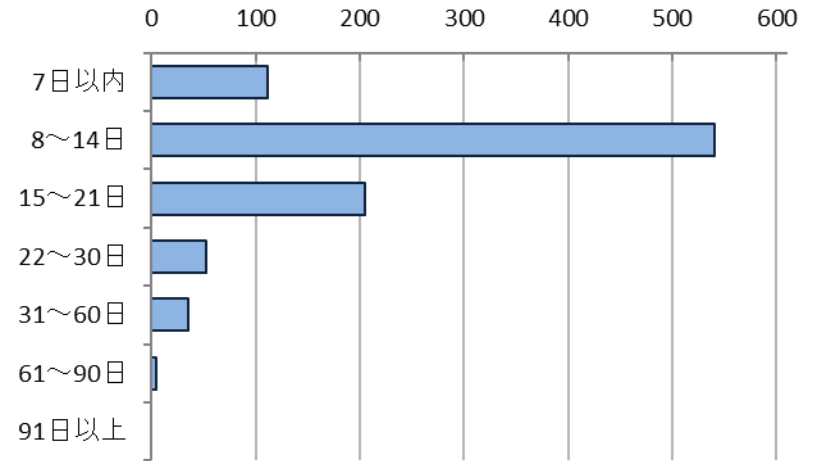
(件)

	厚生年金	国民年金	脱退手当金	合計
7日以内	90	18	3	111
8日～14日	434	102	5	541
15日～21日	161	42	2	205
22日～30日	41	11	0	52
31日～60日	27	8	0	35
61日～90日	3	1	0	4
91日以上	0	0	0	0
合計	756	182	10	948
平均日数	13.5日	14.5日	10.0日	13.6日

注1 令和4年度の厚生局処理事案を対象とし、諮問答申が行われた事案の件数である。  
 注2 諮問期間は、諮問年月日の翌日から答申年月日までの日数である。

《全制度合計・諮問期間階層別の件数》

(件)



### Ⅲ その他の事業状況

#### 2 審査請求

##### (1) 審査請求の受付・処理件数

(件)

	平成27年度				平成28年度				平成29年度				平成30年度				令和元年度			
	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計
受付	84	77	15	176	94	62	11	167	35	30	8	73	44	29	5	78	46	24	7	77
裁決	15	13	2	30	67	65	13	145	59	40	5	104	49	31	7	87	74	52	15	141
認容	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	2	0	0	2	1	0	0	1
棄却	15	11	2	28	63	57	13	133	55	37	5	97	39	30	7	76	69	50	15	134
却下	0	2	0	2	4	8	0	12	3	3	0	6	8	1	0	9	4	2	0	6
取下げ	2	0	0	2	0	1	0	1	5	1	0	6	3	2	0	5	3	1	0	4

(件)

	令和2年度				令和3年度				令和4年度				令和5年度上期 (令和5年9月末現在)				平成27年4月～令和5年9月(累計)			
	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計
受付	24	27	5	56	35	23	2	60	32	12	3	47	9	9	1	19	394	284	56	734
裁決	34	24	3	61	26	29	6	61	35	16	4	55	12	6	0	18	359	270	55	684
認容	1	0	0	1	1	0	1	2	1	0	0	1	1	0	0	1	7	0	1	8
棄却	28	24	3	55	22	29	5	56	26	16	4	46	10	6	0	16	317	254	54	625
却下	5	0	0	5	3	0	0	3	8	0	0	8	1	0	0	1	35	16	0	51
取下げ	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	14	5	0	19

注1 「受付件数」は、当該期間中に審査請求書を受け付けた件数である。

2 平成28年度受付分については、平成28年4月から施行された改正後の行政不服審査法(審理員による新たな審理手続きの導入により公正性の向上を図る等を内容とするもの)対象事案に加えて、改正前の同法対象事案も計上されている。

3 「認容」は、一部認容裁決も含んだ件数である。

4 「棄却」は、一部却下裁決も含んだ件数である。

### Ⅲ その他の事業状況

#### 2 審査請求

#### (2) 被保険者年齢階層別

(件)

	厚生年金	国民年金	脱退手当金	合計
以上 未満				
80歳 ~	10	2	1	13
75歳 ~ 80歳	7	1	2	10
70歳 ~ 75歳	4	1	0	5
65歳 ~ 70歳	4	2	0	6
60歳 ~ 65歳	1	2	0	3
50歳 ~ 60歳	3	1	0	4
40歳 ~ 50歳	2	2	0	4
30歳 ~ 40歳	0	1	0	1
20歳 ~ 30歳	1	0	0	1
18歳 ~ 20歳	0	0	0	0
~ 18歳	0	0	0	0
合計	32	12	3	47

注 被保険者の年齢は、年金事務所における訂正請求の受付日時時点の年齢である（被保険者が死亡している場合も同じ。）。

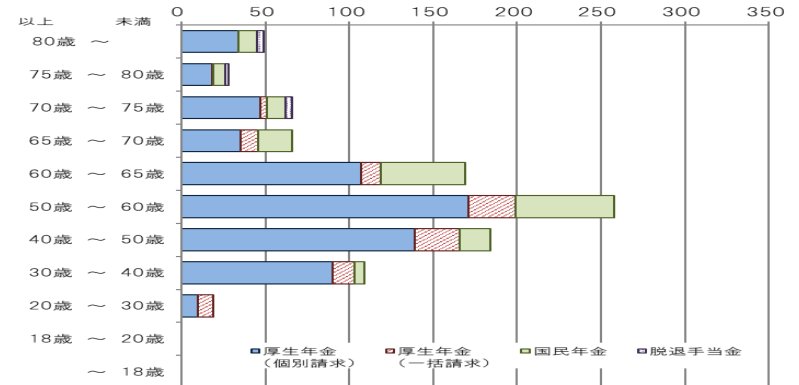
#### (3) 被保険者の区分別

(件)

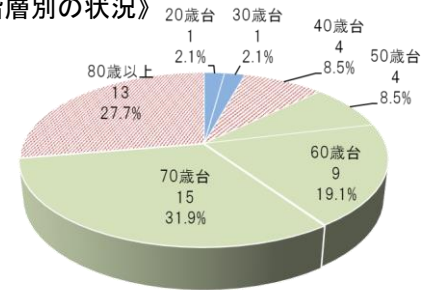
	請求者の区分			合計
	被保険者等	裁定済み者	納付要件充足者	
厚生年金	7	25	0	32
国民年金	4	6	2	12
脱退手当金	0	3	0	3
合計	11	34	2	47
割合	23.4%	72.3%	4.3%	100.0%

#### 《被保険者年齢階層別・制度別の状況》

(件)



#### 《被保険者年齢階層別の状況》



- 被保険者等  
現存被保険者、受給開始年齢前の者、受給要件を満たしている未裁定の者等（「裁定済み者」及び「納付要件充足者」以外の者）
- 裁定済み者  
訂正請求をする時点において、既に年金給付の裁定を受けている者（年金受給者）
- 納付要件充足者  
訂正請求をする時点においては受給要件を満たしていないが、訂正請求が全部認められれば、老齢年金の保険料納付要件を満たす者

### Ⅲ その他の事業状況

#### 2 審査請求

#### (4) 請求期間の分類(事案類型)別

(件)

事案類型	令和3年度		令和4年度		事案類型の内容
	請求件数	(割合)	請求件数	(割合)	
厚生年金	118	(100.0%)	71	(100.0%)	
① 標準賞与額に係る訂正請求	33	(28.0%)	1	(1.4%)	・標準賞与額の相違、賞与支払の記録なし等の訂正を求めるもの
② 被保険者期間に係る訂正請求	70	(59.3%)	58	(81.7%)	・資格取得日、喪失日の相違、資格記録(加入記録)なし等の訂正を求めるもの
③ 標準報酬月額に係る訂正請求	15	(12.7%)	10	(14.1%)	・標準報酬月額の相違、標準報酬月額の改定記録なし等の訂正を求めるもの
④ その他の訂正請求	0	(0.0%)	2	(2.8%)	・被保険者種別の相違、厚生年金基金加入員区別の相違等の訂正を求めるもの
国民年金	33	(100.0%)	26	(100.0%)	
⑤ 保険料納付に係る訂正請求	27	(81.8%)	24	(92.3%)	・国民年金保険料納付記録なし、付加保険料納付記録なし等の訂正を求めるもの
⑥ 免除期間に係る訂正請求	0	(0.0%)	1	(3.8%)	・国民年金保険料免除期間の相違、免除期間記録なし等の訂正を求めるもの
⑦ その他の訂正請求	6	(18.2%)	1	(3.8%)	・第3号被保険者期間の相違、資格取得日の相違等の訂正を求めるもの
脱退手当金	2	(100.0%)	4	(100.0%)	
⑧ 支給期間の全期間訂正	2	(100.0%)	4	(100.0%)	・脱退手当金の支給対象期間の全期間について、脱退手当金は受給していない旨訂正を求めるもの
⑨ 支給期間の一部期間訂正	0	(0.0%)	0	(0.0%)	・脱退手当金の支給対象期間の一部期間について、脱退手当金は受給していない旨訂正を求めるもの
⑩ その他の訂正請求	0	(0.0%)	0	(0.0%)	・脱退手当金の支給対象期間の支給額の相違等の訂正を求めるもの
合計	153		101		

注1 請求期間を単位として計上している。1つの審査請求につき複数の請求期間があり得る。

2 1つの請求期間が複数の事案類型に該当する場合は、それぞれの事案類型に1件として計上している。

## Ⅲ その他の事業状況

### 3 訴訟

#### (1) 提訴の状況

(件)

	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計
① 訴訟事件の件数 (②+(③+④))	47	19	8	74
② 令和3年度までの提訴	44	15	8	67
③ 令和4年度における提訴	3	4	0	7
④ 令和5年度上期における提訴	0	0	0	0
事案類型	・被保険者期間 33件 ・標準報酬月額 15件 ・その他 2件 ※重複事案あり	・納付記録 19件	・全期間 7件 ・一部期間 1件	
請求の趣旨				
原処分取消	32	13	5	50
原処分及び裁決取消	8	3	3	14
裁決取消	1	1	0	2
その他	6	2	0	8

注1) 「① 訴訟事件の件数」は、令和4年度までに提訴された訴訟事件と令和5年4月1日から令和5年9月30日までに提訴された訴訟事件の合計件数を計上している。

※ 「原処分取消」及び「原処分及び裁決取消」には、併せて年金の給付等について請求をしているものも含まれる。

#### (2) 訴訟事件における審査請求の状況

(件)

	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計
審査請求あり	33	11	7	51
裁決前の提訴	6	0	0	6
裁決後の提訴	27	11	7	45
審査請求なし	14	8	1	23

#### (3) 判決・係争の状況

(件)

	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計
⑤ 確定した判決件数	38	15	7	60
⑥ 取下げ件数	5	1	1	7
令和5年度上期末時点において係争中 (①-(⑤+⑥))	4	3	0	7

注2) 「⑤ 確定した判決件数」は、判決が確定した訴訟事件の件数を計上している。

注3) 「⑥ 取下げ件数」は、訴えを取り下げた訴訟事件の件数を計上している。

注4) 「令和5年度上期末時点において係争中」は、令和5年度上期末(令和5年9月30日)時点において係争中の訴訟事件の件数を計上している。

## IV 事務実施体制

### 1 事務執行体制

処理機関	所管業務	権限の委任等	執行体制
厚生労働大臣	<ul style="list-style-type: none"> <li>原簿の訂正に関する方針(基本方針)並びに基本方針に基づく認定基準、事務取扱等の制定及び変更</li> <li>社会保障審議会年金記録訂正分科会の庶務</li> <li>訂正請求に対する処分に係る審査請求に関する事務</li> </ul>	—	年金局事業管理課に年金記録審査室を設置
地方厚生(支)局長	<ul style="list-style-type: none"> <li>訂正請求に係る調査及び審査、処分に係る諮問、決定処分その他訂正請求に関する事務</li> <li>地方年金記録訂正審議会の庶務</li> </ul>	<p>次の厚生労働大臣の権限を地方厚生(支)局長に委任(厚年法第100条の9第1項及び第2項、国年法第109条の9第1項及び第2項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>訂正請求に関して、関係機関等に資料の提供及び報告を求める権限(厚年法施行規則第108条第1項第3号、国年法施行規則第113条第1項第1号)</li> <li>訂正請求に対して決定処分をする権限(厚年法施行令第4条の4の2、国年法施行令第11条の12の2)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方厚生(支)局に年金審査課を設置</li> <li>関東信越厚生局に千葉、東京及び神奈川の各年金審査分室を設置</li> </ul>
日本年金機構	<ul style="list-style-type: none"> <li>訂正請求を受理するとともに、事業所又は関係機関等から参考資料を収集</li> <li>日本年金機構段階で訂正できる場合に該当するときは、請求者の同意を得て、記録を訂正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>訂正請求を受理する権限を日本年金機構に委任(厚年法第100条の4第1項第7号の2、国年法第109条の4第1項第4号の2)</li> <li>日本年金機構段階で記録訂正できる旨を基本方針「第4」に規定</li> </ul>	全国の年金事務所(312か所)で訂正請求を受理

## IV 事務実施体制

### 2 諮問機関

諮問機関	所掌事務	諮問機関の読替	体制・構成
社会保障審議会 年金記録訂正分科会	基本方針又は基本方針に基づく認定基準、事務取扱等を定め若しくは変更するときに、厚生労働大臣から諮問を受け、答申する	_____	大学教授、弁護士、社会保険労務士、税理士等の民間有識者10名により構成
地方年金記録訂正審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>訂正請求に対する決定処分をする際、地方厚生(支)局長の諮問を受け、答申する</li> <li>上記の諮問について、事業主が保険料を控除した事実があるにもかかわらず、保険料を納付した事実が明らかでない場合に該当するときは、その旨の意見を述べる</li> </ul>	訂正請求の決定処分に係る権限が地方厚生局(支)長に委任された場合は、左記の事務は地方年金記録訂正審議会が行う(厚年法第100条の9第3項、国年法第109条の9第3項、厚生年金特例法第1条第1項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方厚生局(全国7か所)に設置され、弁護士、社会保険労務士、税理士、行政書士等の民間有識者(全国で145名)により構成</li> <li>審議会の下に原則委員4名で構成される部会(全国で35部会)を設置</li> <li>四国厚生支局及び年金審査分室には、当該拠点の担当部会(12部会)を設置 (令和5年4月現在)</li> </ul>

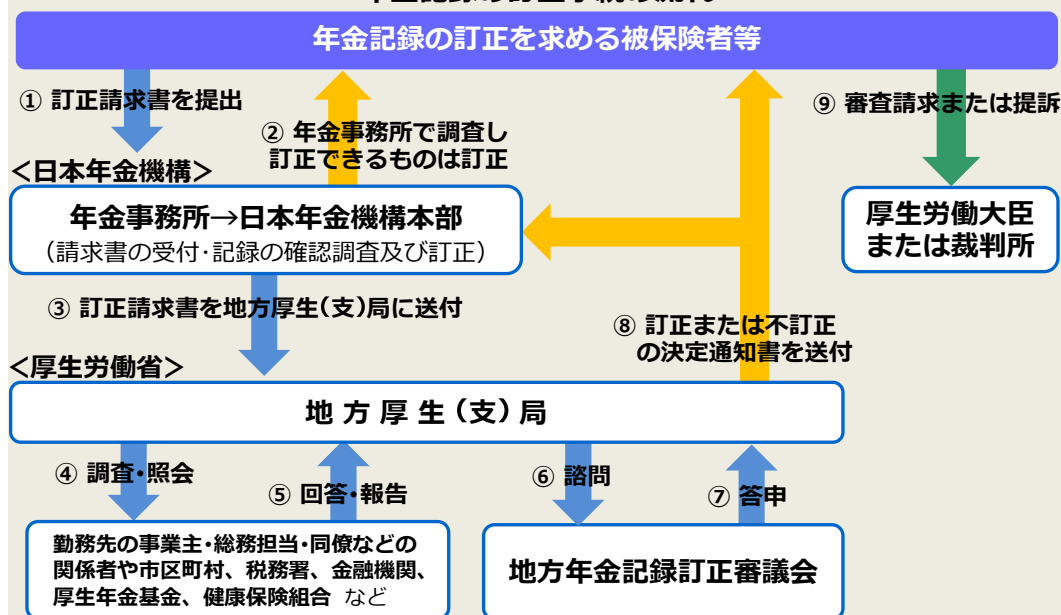


## 参考資料1 年金記録の訂正手続について

○ 総務省に年金記録確認第三者委員会が平成19年6月臨時の機関として設けられ、発足当初は主に過去の記録の訂正を求める「年金記録の確認申立て」の調査や審議が行われていましたが、事業主の届出漏れ・誤りに起因するなど比較的最近の記録の訂正を求める申立てが増えてきたことから、恒常的な記録の訂正手続を整備することが求められました。

○ このため平成26年6月に法律を改正、年金制度に恒常的な記録訂正の手続を新たに整備し、平成27年3月から年金事務所において年金記録の「訂正請求」の受付を開始、同年4月から地方厚生局に設置された民間有識者からなる「地方年金記録訂正審議会」において審議が開始されました。

### 年金記録の訂正手続の流れ



(訂正手続の流れ)

- ① 年金記録が事実と異なると思われる被保険者等は、年金事務所に訂正請求書を提出
- ② 年金事務所において記録の確認調査を行い、記録訂正できるものは、年金事務所等で速やかに記録を訂正。年金受給権者の場合は、訂正後の記録に基づいて年金額を変更
- ③ 年金事務所で記録訂正できないものは、日本年金機構本部を経由し、地方厚生(支)局に送付
- ④・⑤ 地方厚生(支)局において関連資料や周辺事情の収集・調査を実施
- ⑥・⑦ 地方年金記録訂正審議会（弁護士、社会保険労務士、税理士などの有識者による会議）において審議
- ⑧ 地方厚生(支)局長は地方年金記録訂正審議会の審議結果に基づき、訂正（不訂正）を決定
- ⑨ 決定に不服がある場合は、厚生労働大臣に対して審査請求または裁判所に訴訟を提起

## 参考資料2-1 令和4年度の訂正請求の受付・処理状況(年月別)訂正請求の受付・処理状況(年月別)

件数の区分	令和3年度計	令和4年										令和5年			令和4年度計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
受付件数	6,013	338	196	249	199	571	418	557	640	402	368	598	433	4,969	
厚生年金	5,743	327	180	233	186	557	393	531	612	381	355	580	404	4,739	
(個別請求)	1,531	95	62	65	82	156	103	115	80	117	148	123	116	1,262	
(一括請求)	4,212	232	118	168	104	401	290	416	532	264	207	457	288	3,477	
国民年金	258	11	15	15	10	14	25	26	27	19	12	18	27	219	
脱退手当金	12	0	1	1	3	0	0	0	1	2	1	0	2	11	
処理件数	6,065	273	209	394	203	318	471	348	396	509	261	409	451	4,242	
厚生年金	5,788	260	186	373	194	303	447	340	385	493	250	387	428	4,046	
(個別請求)	1,311	92	97	111	59	124	63	88	109	81	77	97	113	1,111	
(一括請求)	4,477	168	89	4	135	179	3	252	276	412	173	290	315	2,296	
国民年金	263	13	22	20	9	14	23	6	11	14	11	21	22	186	
脱退手当金	14	0	1	1	0	1	1	2	0	2	0	1	1	10	
地方厚生(支)局で処理	1,149	72	93	93	53	92	101	70	76	63	51	79	105	948	
厚生年金	879	59	70	72	44	78	78	62	66	47	41	48	82	747	
(個別請求)	784	51	62	61	36	75	71	55	61	46	31	9	54	612	
(一括請求)	91	8	8	11	8	3	7	7	5	1	10	57	28	153	
国民年金	260	13	22	20	9	13	22	6	10	14	10	21	22	182	
脱退手当金	14	0	1	1	0	1	1	2	0	2	0	1	1	10	
日本年金機構で記録訂正	4,912	201	116	301	150	226	370	278	320	446	210	330	346	3,294	
厚生年金	4,909	201	116	301	150	225	369	278	319	446	209	330	346	3,290	
(個別請求)	523	41	35	50	16	49	64	33	48	35	46	49	59	525	
(一括請求)	4,386	160	81	251	0	176	305	245	271	441	163	281	287	2,661	
国民年金	3	0	0	0	0	1	1	0	1	0	1	0	0	4	
脱退手当金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
訂正請求の取下げ等	310	20	14	28	16	14	12	24	24	21	19	21	23	236	
厚生年金	282	17	14	25	16	12	12	22	24	20	19	17	20	218	
(個別請求)	176	10	10	18	16	12	8	12	11	8	8	12	14	139	
(一括請求)	106	7	4	7	0	0	4	10	13	12	11	5	6	79	
国民年金	27	3	0	3	0	2	0	2	0	0	0	4	3	17	
脱退手当金	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	

注1 受付件数は、当該月に年金事務所が訂正請求書を受け付けた件数である。

注2 処理件数は、当該月に①地方厚生(支)局で処理した件数、②日本年金機構が記録訂正した件数(請求期間の全期間を訂正した場合に限る。)の合計である。

注3 令和4年度計は、令和4年4月から令和5年3月までの間の各件数の合計である。

## 参考資料2-2 令和5年度上半期の訂正請求の受付・処理状況(年月別)

件数の区分	令和5年									令和6年			令和5年度計	累計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
受付件数	212	310	480	250	309	332	-	-	-	-	-	-	1,893	44,587
厚生年金	193	296	455	226	283	313	-	-	-	-	-	-	1,766	40,915
(個別請求)	73	131	123	100	85	87	-	-	-	-	-	-	599	14,981
(一括請求)	120	165	332	126	198	226	-	-	-	-	-	-	1,167	25,934
国民年金	19	13	24	22	26	19	-	-	-	-	-	-	123	3,399
脱退手当金	0	1	1	2	0	0	-	-	-	-	-	-	4	273
処理件数	396	373	361	256	282	430	-	-	-	-	-	-	2,098	40,397
厚生年金	382	351	348	239	269	405	-	-	-	-	-	-	1,994	37,223
(個別請求)	95	79	127	87	92	100	-	-	-	-	-	-	580	13,285
(一括請求)	287	272	221	152	177	305	-	-	-	-	-	-	1,414	23,938
国民年金	14	21	12	17	12	25	-	-	-	-	-	-	101	2,930
脱退手当金	0	1	1	0	1	0	-	-	-	-	-	-	3	244
地方厚生(支)局で処理	55	65	152	72	55	93	-	-	-	-	-	-	492	12,849
厚生年金	42	43	139	55	42	68	-	-	-	-	-	-	389	9,759
(個別請求)	36	41	65	45	38	56	-	-	-	-	-	-	281	8,628
(一括請求)	6	2	74	10	4	12	-	-	-	-	-	-	108	1,131
国民年金	13	21	12	17	12	25	-	-	-	-	-	-	100	2,851
脱退手当金	0	1	1	0	1	0	-	-	-	-	-	-	3	239
日本年金機構で記録訂正	341	308	209	184	227	337	-	-	-	-	-	-	1,606	27,548
厚生年金	340	308	209	184	227	337	-	-	-	-	-	-	1,605	27,464
(個別請求)	59	38	62	42	54	44	-	-	-	-	-	-	299	4,258
(一括請求)	281	270	147	142	173	293	-	-	-	-	-	-	1,306	23,206
国民年金	1	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	1	79
脱退手当金	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	0	5
訂正請求の取下げ等	20	44	28	38	25	37	-	-	-	-	-	-	192	2,764
厚生年金	17	43	25	34	21	32	-	-	-	-	-	-	172	2,400
(個別請求)	10	19	16	26	13	11	-	-	-	-	-	-	95	1,644
(一括請求)	7	24	9	8	8	21	-	-	-	-	-	-	77	756
国民年金	2	1	3	4	4	5	-	-	-	-	-	-	19	341
脱退手当金	1	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	1	23

注1 速報値につき、変更があり得る。

2 受付件数は、当該月に年金事務所が訂正請求書を受け付けた件数である。

3 処理件数は、当該月に①地方厚生(支)局で処理した件数、②日本年金機構が記録訂正した件数(請求期間の全期間を訂正した場合に限る。)の合計である。

4 令和5年度計は、令和5年4月から同年9月までの間の各件数の合計である。累計は、平成27年4月から令和5年9月までの間の処分件数の合計(切替事案及び令和5年度上半期(速報値)件数を含む。)である。

# 参考資料3-1 令和4年度の厚生局処理事案に係る処分状況(年月別)

処分の区分	令和3年度計	令和4年度										令和5年度			令和4年度計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
訂正決定	651	44	53	57	34	64	50	49	42	32	33	38	66	562	
厚生年金	619	43	53	56	34	62	48	48	40	29	33	38	66	550	
(個別請求)	529	35	45	45	27	59	41	41	35	28	23	30	38	447	
(一括請求)	90	8	8	11	7	3	7	7	5	1	10	8	28	103	
国民年金	32	1	0	1	0	2	2	1	2	2	0	0	0	11	
脱退手当金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	
全期間訂正	541	36	49	47	29	54	42	41	36	29	28	34	62	487	
厚生年金	519	35	49	46	29	52	40	40	35	26	28	34	62	476	
(個別請求)	431	27	41	35	22	49	33	33	30	25	20	27	34	376	
(一括請求)	88	8	8	11	7	3	7	7	5	1	8	7	28	100	
国民年金	22	1	0	1	0	2	2	1	1	2	0	0	0	10	
脱退手当金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	
一部期間訂正	110	8	4	10	5	10	8	8	6	3	5	4	4	75	
厚生年金	100	8	4	10	5	10	8	8	5	3	5	4	4	74	
(個別請求)	98	8	4	10	5	10	8	8	5	3	3	3	4	71	
(一括請求)	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	3	
国民年金	10	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	
脱退手当金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
不訂正決定	496	28	40	36	19	28	51	21	33	31	18	41	39	385	
厚生年金	256	16	17	16	10	16	30	14	25	18	8	19	16	205	
(個別請求)	255	16	17	16	9	16	30	14	25	18	8	18	16	203	
(一括請求)	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	2	
国民年金	226	12	22	19	9	11	20	5	8	12	10	21	22	171	
脱退手当金	14	0	1	1	0	1	1	2	0	1	0	1	1	9	
請求却下	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	
厚生年金	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	
(個別請求)	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	
(一括請求)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
国民年金	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
脱退手当金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計	1,149	72	93	93	53	92	101	70	76	63	51	79	105	948	
厚生年金	875	59	70	72	44	78	78	62	66	47	41	57	82	756	
(個別請求)	784	51	62	61	36	75	71	55	61	46	31	48	54	651	
(一括請求)	91	8	8	11	8	3	7	7	5	1	10	9	28	105	
国民年金	260	13	22	20	9	13	22	6	10	14	10	21	22	182	
脱退手当金	14	0	1	1	0	1	1	2	0	2	0	1	1	10	

注1 当該月に地方厚生(支)局で処分した事案の件数である。  
 2 令和4年度計は、令和4年4月から令和5年3月までの間の各件数の合計である。

## 参考資料3-2 令和5年度上半期の厚生局処理事案に係る処分状況(年月別)

処分の区分	令和5年										令和6年			令和5年度計	累計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
訂正決定	25	31	125	42	30	53	-	-	-	-	-	-	306	6,818	
厚生年金	25	28	124	40	30	53	-	-	-	-	-	-	300	6,448	
(個別請求)	20	26	50	31	26	41	-	-	-	-	-	-	194	5,374	
(一括請求)	5	2	74	9	4	12	-	-	-	-	-	-	106	1,074	
国民年金	0	3	1	2	0	0	-	-	-	-	-	-	6	354	
脱退手当金	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	0	16	
全期間訂正	21	24	109	33	25	47	-	-	-	-	-	-	259	5,742	
厚生年金	21	22	109	32	25	47	-	-	-	-	-	-	256	5,470	
(個別請求)	16	22	39	25	21	35	-	-	-	-	-	-	158	4,431	
(一括請求)	5	0	70	7	4	12	-	-	-	-	-	-	98	1,039	
国民年金	0	2	0	1	0	0	-	-	-	-	-	-	3	256	
脱退手当金	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	0	16	
一部期間訂正	4	7	16	9	5	6	-	-	-	-	-	-	47	1,077	
厚生年金	4	6	15	8	5	6	-	-	-	-	-	-	44	979	
(個別請求)	4	4	11	6	5	6	-	-	-	-	-	-	36	944	
(一括請求)	0	2	4	2	0	0	-	-	-	-	-	-	8	35	
国民年金	0	1	1	1	0	0	-	-	-	-	-	-	3	98	
脱退手当金	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	0	0	
不訂正決定	30	34	27	30	25	40	-	-	-	-	-	-	186	6,005	
厚生年金	17	15	15	15	12	15	-	-	-	-	-	-	89	3,301	
(個別請求)	16	15	15	14	12	15	-	-	-	-	-	-	87	3,244	
(一括請求)	1	0	0	1	0	0	-	-	-	-	-	-	2	57	
国民年金	13	18	11	15	12	25	-	-	-	-	-	-	94	2,482	
脱退手当金	0	1	1	0	1	0	-	-	-	-	-	-	3	222	
請求却下	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	0	26	
厚生年金	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	0	10	
(個別請求)	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	0	10	
(一括請求)	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	0	0	
国民年金	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	0	15	
脱退手当金	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	0	1	
合計	55	65	152	72	55	93	-	-	-	-	-	-	492	12,849	
厚生年金	42	43	139	55	42	68	-	-	-	-	-	-	389	9,759	
(個別請求)	36	41	65	45	38	56	-	-	-	-	-	-	281	8,628	
(一括請求)	6	2	74	10	4	12	-	-	-	-	-	-	108	1,131	
国民年金	13	21	12	17	12	25	-	-	-	-	-	-	100	2,851	
脱退手当金	0	1	1	0	1	0	-	-	-	-	-	-	3	239	

注1 速報値につき、変更があり得る。

2 当該月に地方厚生(支)局で処分した事案の件数である。

3 令和5年度計は、令和5年4月から同年9月までの間の各件数の合計である。累計は、平成27年4月から令和5年9月までの間の処分件数の合計(切替事案及び令和5年度上半期(速報値)件数を含む。)である。

## 参考資料4 関連資料・周辺事情の収集状況

### (1) 請求期間の分類(事案類型)別の収集状況

(件)

	訂 正 決 定					不 訂 正 決 定					合 計		
	請求件数	事情の件数		請求件数一件当たりの事情の件数		請求件数	事情の件数		請求件数一件当たりの事情の件数		請求件数	事情の件数	
		積極的事情	消極的事情	積極的事情	消極的事情		積極的事情	消極的事情	積極的事情	消極的事情		積極的事情	消極的事情
厚生年金	1,456	9,831	4,622	6.8	3.2	492	1,828	2,399	3.7	4.9	1,948	11,659	7,021
① 標準賞与額に係る訂正請求	1,199	8,093	3,682	6.7	3.1	222	944	866	4.3	3.9	1,421	9,037	4,548
② 被保険者期間に係る訂正請求	124	950	414	7.7	3.3	230	747	1,336	3.2	5.8	354	1,697	1,750
③ 標準報酬月額に係る訂正請求	133	788	526	5.9	4.0	38	129	185	3.4	4.9	171	917	711
④ その他の訂正請求	0	0	0	0.0	0.0	2	8	12	4.0	6.0	2	8	12
国民年金	12	58	21	4.8	1.8	331	415	1,792	1.3	5.4	343	473	1,813
⑤ 保険料納付に係る訂正請求	10	50	19	5.0	1.9	284	348	1,602	1.2	5.6	294	398	1,621
⑥ 免除期間に係る訂正請求	0	0	0	0.0	0.0	43	63	186	1.5	4.3	43	63	186
⑦ その他の訂正請求	2	8	2	4.0	1.0	4	4	4	1.0	1.0	6	12	6
脱退手当金	2	8	6	4.0	3.0	10	10	51	1.0	5.1	12	18	57
⑧ 支給期間の全期間訂正	2	8	6	4.0	3.0	10	10	51	1.0	5.1	12	18	57
⑨ 支給期間の一部期間訂正	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0
合 計	1,470	9,897	4,649	6.7	3.2	833	2,253	4,242	2.7	5.1	2,303	12,150	8,891

注1 令和4年度の厚生局処理事案を対象とした件数である。1つの請求期間が複数の事案類型に該当する場合は、それぞれの事案類型に1件として計上している。

2 「訂正決定」は、請求期間の全期間又は一部期間について訂正決定した件数である。

3 「不訂正決定」は、全部の請求期間について、その全期間を不訂正決定した件数である。

4 「積極的事情」は、例えば厚生年金の場合、保険料控除を示す資料が存在する等、訂正請求に理由があると認める判断に資する事情をいう。

5 「消極的事情」は、例えば厚生年金の場合、当時既に事業所が廃業していた等、訂正請求に理由がないと認める判断に資する事情をいう。

## 参考資料4 関連資料・周辺事情の収集状況

### (2) 主な積極的事情・消極的事情

#### ア 厚生年金

(件)

	訂 正 決 定		不 訂 正 決 定		請求件数
	積 極 的 事 情	事情を含む請求件数	消 極 的 事 情	事情を含む請求件数	
① 標準賞与額	オンライン記録、被保険者名簿、払出簿等(本人)	1,197 (99.8%)	代表取締役・事業主陳述・回答	203 (91.4%)	訂正決定
	代表取締役・事業主陳述・回答	859 (71.6%)	関連資料及び周辺事情がない	199 (89.6%)	1,199
	商業登記簿謄本等	744 (62.1%)	オンライン記録、被保険者名簿、払出簿等(本人以外)	62 (27.9%)	不訂正決定
	雇用保険記録(本人)	692 (57.7%)	その他の陳述・回答	50 (22.5%)	222
	給与明細書(本人)	591 (49.3%)	預貯金通帳(写)・預金取引明細(本人)	39 (17.6%)	
② 被保険者期間	適用事業所の記録・要件あり	103 (83.1%)	関連資料及び周辺事情がない	208 (90.4%)	訂正決定
	雇用保険記録(本人)	87 (70.2%)	代表取締役・事業主陳述・回答	167 (72.6%)	124
	商業登記簿謄本等	85 (68.5%)	上司、従業員陳述・回答	124 (53.9%)	不訂正決定
	代表取締役・事業主陳述・回答	74 (59.7%)	雇用保険記録(本人)	117 (50.9%)	230
	オンライン記録、被保険者名簿、払出簿等(本人)	73 (58.9%)	オンライン記録、被保険者名簿、払出簿等(本人以外)	99 (43.0%)	
③ 標準報酬月額	オンライン記録、被保険者名簿、払出簿等(本人)	133 (100.0%)	賃金台帳(本人)	30 (78.9%)	訂正決定
	商業登記簿謄本等	95 (71.4%)	オンライン記録、被保険者名簿、払出簿等(本人以外)	27 (71.1%)	133
	給与明細書(本人)	89 (66.9%)	健保組合記録(本人)	20 (52.6%)	不訂正決定
	代表取締役・事業主陳述・回答	86 (64.7%)	厚生基金加入員関係届書(写)又は確認・決定通知書(本人以外)	13 (34.2%)	38
	雇用保険記録(本人)	71 (53.4%)	領収済通知書、領収証書	11 (28.9%)	

注1 令和4年度の厚生局処理事案を対象としている。「事情を含む請求件数」は、訂正決定又は不訂正決定となった請求件数のうち当該事情を含んでいる請求件数を計上しており、請求件数の多い順に記載している。

2 ( )内は、当該事案類型に係る決定区分ごとの請求件数に対する当該事情を含む請求件数の割合である。

## 参考資料4 関連資料・周辺事情の収集状況

### (2) 主な積極的事業・消極的事業

#### イ 国民年金

(件)

	訂 正 決 定		不 訂 正 決 定		請求件数
	積 極 的 事 業	事情を含む請求件数	消 極 的 事 業	事情を含む請求件数	
⑤ 保険料納付	請求期間が短期間	6 (60.0%)	別番号の払出なし	200 (70.4%)	訂正決定
	その他の資料	5 (50.0%)	記憶があいまい、主張に不自然さあり	126 (44.4%)	10
	請求期間の数が少数	4 (40.0%)	請求期間は未加入期間であるため納付できない	114 (40.1%)	不訂正決定
	請求期間以降に未納なし	4 (40.0%)	請求者が納付等に非関与	106 (37.3%)	284
	請求期間の前後の期間は納付済	4 (40.0%)	納付者等への調査不能	105 (37.0%)	
⑥ 免除期間	-	-	別番号の払出なし	20 (46.5%)	訂正決定
			請求期間が長期間	18 (41.9%)	0
			請求期間に免除がなかったことを裏付ける記録等【免除】	18 (41.9%)	不訂正決定
			請求期間の数が多数	16 (37.2%)	43
			承認の記憶があいまい【免除】	14 (32.6%)	

#### ウ 脱退手当金

(件)

	訂 正 決 定		不 訂 正 決 定		請求件数
	積 極 的 事 業	事情を含む請求件数	消 極 的 事 業	事情を含む請求件数	
⑧ 全期間訂正	おおむね1年程度経過後の支給	2 (100.0%)	支給額に計算誤りなし	10 (100.0%)	訂正決定
	旧姓により支給	2 (100.0%)	資格喪失後6か月以内の支給	7 (70.0%)	2
	支給日前に未支給記録あり(同一番号)	2 (100.0%)	名簿等に「脱」表示あり	7 (70.0%)	不訂正決定
	その他本人請求が考え難い事情	2 (100.0%)	当時の同僚の記録(大部分に支給記録あり)	3 (30.0%)	10
	-	-	裁定請求書あり	3 (30.0%)	

注1 令和4年度の厚生局処理事案を対象としている。「事情を含む請求件数」は、訂正決定又は不訂正決定となった請求件数のうち当該事情を含んでいる請求件数を計上しており、請求件数の多い順に記載している。

2 ( )内は、当該事案類型に係る決定区分ごとの請求件数に対する当該事情を含む請求件数の割合である。



## 参考資料5 総務省年金記録確認第三者委員会の受付・処理の実績

### 総務省年金記録確認第三者委員会における受付・処理件数の推移

(件)

	総務大臣あての確認申立て								
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	累計
受付件数	50,752 (5,639)	49,807 (4,151)	60,374 (5,031)	59,912 (4,993)	27,607 (2,301)	17,883 (1,490)	18,039 (1,503)	9,245 (840)	293,619
処理件数	5,335 (593)	52,236 (4,353)	55,921 (4,660)	61,718 (5,143)	45,485 (3,790)	19,258 (1,605)	16,679 (1,390)	11,990 (999)	268,622
第三者委員会で処理	5,335 (593)	51,544 (4,295)	54,518 (4,543)	59,260 (4,938)	40,422 (3,369)	11,112 (926)	7,814 (651)	5,745 (479)	235,750
訂正が必要と判断	2,397 (266)	20,368 (1,697)	27,562 (2,297)	30,381 (2,532)	19,631 (1,636)	5,454 (455)	4,308 (359)	3,132 (261)	113,233
訂正が不要と判断	2,938 (326)	31,176 (2,598)	26,956 (2,246)	28,879 (2,407)	20,791 (1,733)	5,658 (472)	3,506 (292)	2,613 (218)	122,517
日本年金機構で記録訂正	—	692 (58)	1,403 (117)	2,458 (205)	5,063 (422)	8,146 (679)	8,865 (739)	6,245 (520)	32,872
確認申立ての取下げ等	461 (51)	4,449 (371)	5,196 (433)	7,077 (590)	3,476 (290)	1,365 (114)	1,097 (91)	1,876 (156)	24,997

注1 ( )内は、一月当たり件数である。

2 件数は、総務省HP「年金記録確認第三者委員会の活動実績」による。

3 平成19年度は、平成19年7月から平成20年3月までの9か月について計上している。

4 平成26年度の受付件数は、平成26年4月から平成27年2月までの11か月について計上している。なお、処理件数及び確認申立の取下げ等には、平成27年6月30日まで取り扱った件数を含む。

## 参考資料6-1 関係条文

### 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)

(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任)

第百条の四 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務は、機構に行わせるものとする。ただし、第三十二号から第三十四号まで及び第三十六号から第三十八号までに掲げる権限は、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

七の二 第二十八条の二第一項(同条第二項及び第三項において準用する場合を含む。)の規定による請求の受理

(地方厚生局長等への権限の委任)

第百条の九 この法律に規定する厚生労働大臣の権限(第百条の五第一項及び第二項に規定する厚生労働大臣の権限を除く。)は、厚生労働省令(第二十八条の四に規定する厚生労働大臣の権限にあつては、政令)で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令(第二十八条の四に規定する厚生労働大臣の権限にあつては、政令)で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

3 第一項の規定により第二十八条の四に規定する厚生労働大臣の権限が地方厚生局長に委任された場合(前項の規定により同条に規定する厚生労働大臣の権限が地方厚生支局長に委任された場合を含む。)には、同条第三項中「社会保障審議会」とあるのは、「地方厚生局に置かれる政令で定める審議会」とする。

### 厚生年金保険法施行令(昭和29年政令第110号)

(地方厚生局長等への権限の委任)

第四条の四の二 法第二十八条の四 に規定する厚生労働大臣の権限は、法第二十八条の二第一項(同条第二項及び第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による請求を受理した日本年金機構の事務所(年金事務所(日本年金機構法(平成十九年法律第百九号)第二十九条に規定する年金事務所をいう。以下同じ。))を含む。次項において同じ。)の所在地を管轄する地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、法第二十八条の二第一項の規定による請求を受理した日本年金機構の事務所の所在地を管轄する地方厚生支局長に委任する。ただし、地方厚生局長が自らその権限を行うことを妨げない。

### 厚生年金保険法施行規則(昭和29年厚生省令第37号)

(地方厚生局長等への権限の委任)

第百八条 法第百条の九第一項の規定により、次の各号に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が当該権限を自ら行うことを妨げない。

三 法第百条の二第二項の規定による資料の提供の求め(訂正請求に係るものに限る。)並びに同条第五項の規定による資料の提供の求め及び報告の求め(訂正請求に係るものに限る。)

## 参考資料6-2 関係条文

### 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(平成19年法律第131号)

(保険給付等に関する特例等)

第一条 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第二十八条の四第三項の規定による諮問に応じた社会保障審議会(同法第百条の九第一項又は第二項の規定により同法第二十八条の四に規定する厚生労働大臣の権限が地方厚生局長又は地方厚生支局長に委任された場合にあっては、同法第百条の九第三項の規定により読み替えて適用する同法第二十八条の四第三項に規定する地方厚生局に置かれる政令で定める審議会。以下この項及び第十五条において同じ。)の調査審議の結果として、同法第二十七条に規定する事業主が、同法第八十四条第一項又は第二項の規定により被保険者の負担すべき保険料を控除した事実があるにもかかわらず、当該被保険者に係る同法第八十二条第二項の保険料を納付する義務を履行したことが明らかでない場合(当該保険料(以下「未納保険料」という。)を徴収する権利が時効によって消滅する前に同法第二十七条の規定による届出若しくは同法第三十一条第一項の規定による確認の請求又は同法第二十八条の二第一項(同条第二項及び第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による訂正の請求があった場合を除き、未納保険料を徴収する権利が時効によって消滅している場合に限る。)に該当するとの社会保障審議会の意見があった場合には、厚生労働大臣は、当該意見を尊重し、遅滞なく、未納保険料に係る期間を有する者(以下「特例対象者」という。)に係る同法の規定による被保険者の資格の取得及び喪失の確認又は標準報酬月額若しくは標準賞与額の改定若しくは決定(以下この条及び次条において「確認等」という。)を行うものとする。ただし、特例対象者が、当該事業主が当該義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合には、この限りでない。

### 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則(平成19年厚生労働省令第151号)

(法第一条第二項に規定する厚生労働省令で定める場合)

第一条 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「法」という。)第一条第二項に規定する厚生労働省令で定める場合は、訂正請求(厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第二十八条の三第一項に規定する訂正請求をいう。)に係る期間(第二十二条において「請求期間」という。)について、次の各号のいずれかに該当し、かつ、同法第二十七条に規定する事業主(以下この条において単に「事業主」という。)が、被保険者に係る同法第八十二条第二項の保険料を納付する義務を履行したことが明らかでない場合とする。

- 一 事業主が厚生年金保険法第八十四条第二項の規定により当該被保険者の負担すべき標準賞与額に係る保険料に相当する額を控除した事実が明らかであることを確認するに足る資料がある場合
- 二 次のイからハマまでに掲げる場合のいずれにも該当する場合
  - イ 次の(1)又は(2)に掲げる場合
    - (1) 当該被保険者が、対象事業所(当該被保険者を使用していた事業主の適用事業所をいう。以下この号において同じ。)から特定事業所(当該被保険者を使用していた事業主と密接な関係にある事業主の適用事業所をいう。以下この号において同じ。)に異動した場合であって、かつ、当該対象事業所に係る被保険者の資格を喪失した月の前月から当該特定事業所に係る被保険者の資格を取得した月までの期間の月数が一月である場合
    - (2) 当該被保険者が、特定事業所から対象事業所に異動した場合であって、かつ、当該特定事業所に係る被保険者の資格を喪失した月の前月から当該対象事業所に係る被保険者の資格を取得した月までの期間の月数が一月である場合
  - ロ 次の(1)又は(2)に掲げる場合
    - (1) 当該被保険者を使用していた事業主が対象事業所において当該被保険者を使用していた事実が明らかであることを確認するに足る資料がある場合
    - (2) 当該被保険者を使用していた事業主が対象事業所において当該被保険者を使用していたことを認めている場合
  - ハ 当該被保険者を使用していた事業主が、厚生年金保険法第八十四条第一項又は第二項の規定により当該被保険者の負担すべき保険料を控除したことを認めており、かつ、法第二条第一項の規定により特例納付保険料(同条第二項に規定する特例納付保険料をいう。以下同じ。)を納付する意思を表示している場合
- 三 事業主が当該被保険者を使用していた事実及び当該事業主が厚生年金保険法第八十四条第一項の規定により当該被保険者の負担すべき保険料を控除した事実が明らかであることを確認するに足る資料がある場合

## 参考資料6-3 関係条文

### 国民年金法(昭和34年法律第141号)

(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任)

第九十九条の四 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務(第三条第二項の規定により共済組合等が行うこととされたもの及び同条第三項の規定により市町村長が行うこととされたものを除く。)は、機構に行わせるものとする。ただし、第二十一号、第二十六号、第二十八号から第三十号まで、第三十一号、第三十二号及び第三十五号に掲げる権限は、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

四の二第十四条の二第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定による請求の受理

(地方厚生局長等への権限の委任)

第九十九条の九 この法律に規定する厚生労働大臣の権限(第九十九条の五第一項及び第二項並びに第十章に規定する厚生労働大臣の権限を除く。)は、厚生労働省令(第十四条の四に規定する厚生労働大臣の権限にあつては、政令)で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令(第十四条の四に規定する厚生労働大臣の権限にあつては、政令)で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

3 第一項の規定により第十四条の四に規定する厚生労働大臣の権限が地方厚生局長に委任された場合(前項の規定により同条に規定する厚生労働大臣の権限が地方厚生支局長に委任された場合を含む。)には、同条第三項中「社会保障審議会」とあるのは、「地方厚生局に置かれる政令で定める審議会」とする。

### 国民年金法施行令(昭和34年政令第184号)

(地方厚生局長等への権限の委任)

第十一条の十二の二 法第十四条の四 に規定する厚生労働大臣の権限は、法第十四条の二第一項(同条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による請求を受理した日本年金機構の事務所(年金事務所(日本年金機構法(平成十九年法律第百九号)第二十九条に規定する年金事務所をいう。以下同じ。))を含む。次項において同じ。)の所在地を管轄する地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、法第十四条の二第一項の規定による請求を受理した日本年金機構の事務所の所在地を管轄する地方厚生支局長に委任する。ただし、地方厚生局長が自らその権限を行うことを妨げない。

### 国民年金法施行規則(昭和35年厚生省令第12号)

(地方厚生局長等への権限の委任)

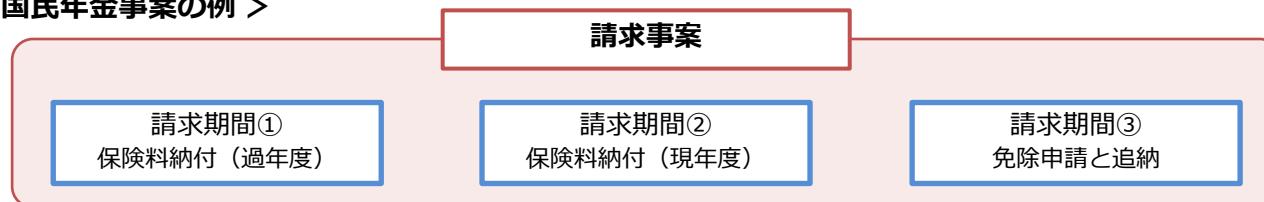
第一百三十三条 法第九十九条の九第一項の規定により、次の各号に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が当該権限を自ら行うことを妨げない。

一 法第八十八条第一項の規定による書類の閲覧及び資料の提供の求め並びに報告の求め(訂正請求に係るものに限る。)

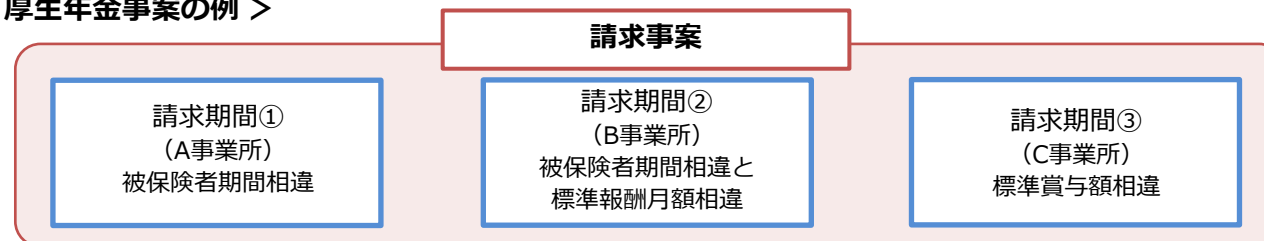
## 参考資料7 処理事案の分析について

- 本資料の「Ⅱ 請求内容・処分の状況」の「1 請求者等の状況」(9頁～12頁)については、事案単位で請求者等の属性の分析を行っているところであるが、「2 事案類型・請求期間の状況」、「3 処分別の状況」(13頁～20頁)及び「参考資料4 関連資料・周辺事情の状況」(36頁～38頁)については、1つの請求事案に請求期間が複数含まれている場合があること、更に各請求期間には異なる事由による請求が複数含まれている場合があることから、事案単位ではなく請求期間単位で分析を行い集計している。この請求期間単位の件数を「請求件数」という。
- 一方、「5 日本年金機構段階の訂正状況」(22頁)については、機構処理事案を対象としており、年金事務所において一部の請求期間を記録訂正した事案を含め、事案単位で分析を行っている。1つの事案が複数の訂正処理基準に該当する場合は、それぞれの該当区分に1件として計上している。
- なお、「Ⅲ その他の事業状況」の「2 審査請求」の「(4) 請求期間の分類(事案類型)別」(27頁)についても、1つの審査請求事案に請求期間が複数含まれている場合があることから、事案単位ではなく請求期間単位で集計している。

### < 国民年金事案の例 >



### < 厚生年金事案の例 >



(注) 上記国民年金事案の請求期間③と厚生年金事案の請求期間②のように、異なる事案類型が混在している場合については、各々の類型に件数計上している。